令和５年度

十日町市企業立地、起業・創業支援政策集

「創」

～国や新潟県、十日町市などの融資制度や補助金等のご紹介～

十日町市 産業政策課

十日町市の概要

十日町市は、新潟県南部の長野県との県境に近く、市の東側には魚沼丘陵、西側には東頸城丘陵の山々が連なっています。中央部には日本一の大河信濃川が南北に流れ、十日町盆地とともに雄大な河岸段丘が形成されています。また、西部地域には渋海川が流れており、流域は点在する集落や棚田などにより美しい農山村の景観を呈しています。

十日町市の産業は、多様な経済活動が営まれておりますが、なかでも織物業は1,500年の伝統を持ち、全国有数のきもの総合産地として発展を遂げてきました。

近年では、きもののメンテナンスを行う修正加工、電気・電子関連部品や自動車部品製造業、情報サービス業などの分野で活発に活動しており、地元の経済を支えています。

あわせて、大地の芸術祭の開催をきっかけとするアートのあるまちづくり、文化庁が認定する地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化・伝統を語るストーリーである「日本遺産」に認定された雪国文化、国宝「火焔型土器」、日本三大薬湯といわれる松之山温泉、柱状節理の渓谷美を誇る清津峡などの資源を活かした観光産業による地域活性化策にも取り組んでいます。

十日町市の位置図

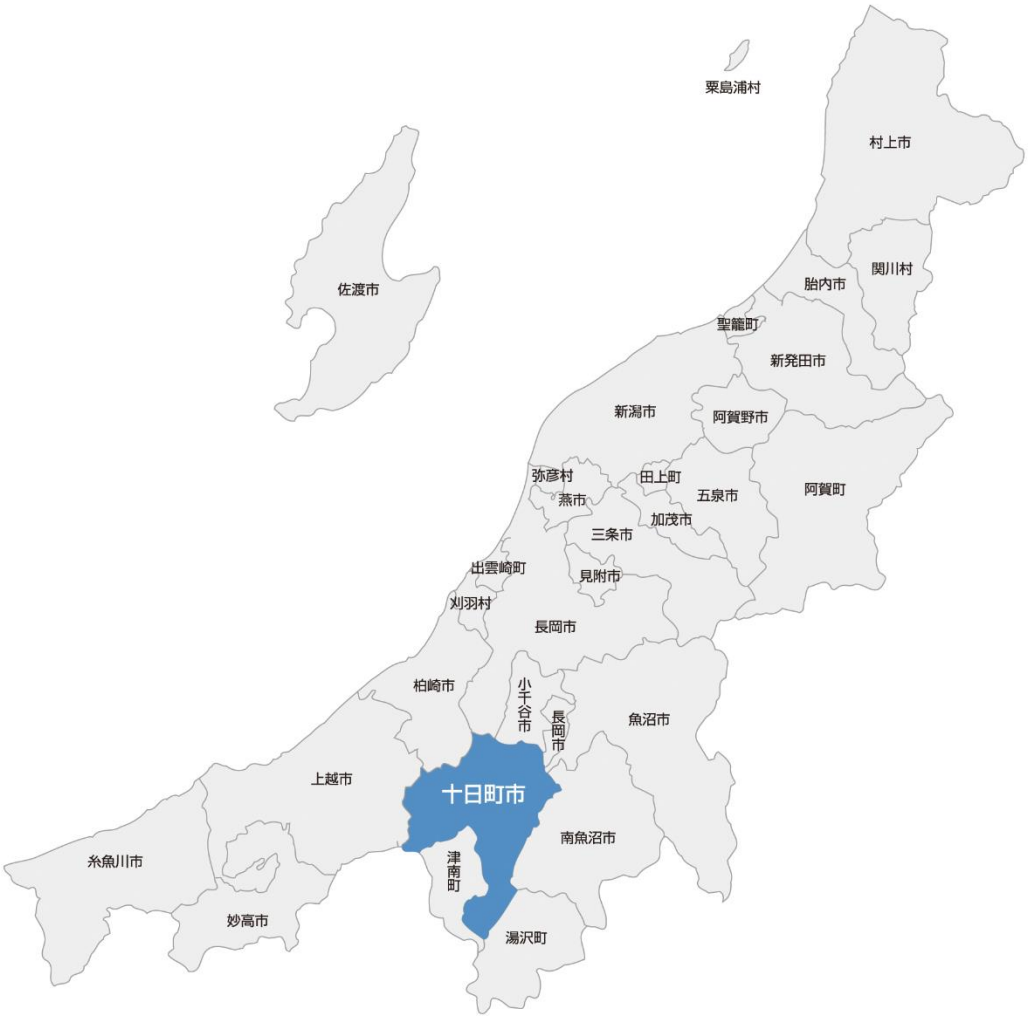

■人　口　　48,769人　　男　23,896人　　女　24,873人
■世帯数　　19,512世帯　（令和５年３月31日現在）
■面　積　　590.39㎢

企業投資をしたい

条例に基づく支援
- 1 企業設置奨励条例に基づく支援（市） …p.5
- 2 企業投資促進条例に基づく支援（市） …p.6

税制優遇
- 3 設備投資に係る固定資産税の減免（市） …p.8
- 4 先端設備導入に係る固定資産税の減免（市） …p.9
- 5 過疎地域での設備投資を支援するための優遇税制（県） …p.10
- 6 成長性の高い新たな事業を支援するための優遇税制（県） …p.11
- 7 産業立地促進地域への立地を支援するための優遇税制（県） …p.12
- 8 本社機能の移転・拡充を伴う設備投資の優遇税制（県） …p.13

補助金・助成金
- 9 未来創造産業立地促進補助金（県） …p.14

資金を借りる
- 10 企業設置資金（市） …p.15
- 11 企業投資資金（市） …p.15
- 12 企業立地促進資金貸付金(県) …p.15

オフィスを借りる
- 13 地域ICT立地強化雇用創造事業（県） …p.16

創業・起業したい

補助金・助成金
- 14 未来を拓く創業応援補助金（市） …p.17
- 15 ベンチャー企業創出事業（NICO） …p.17
- 16 起業チャレンジ応援事業（NICO） …p.18
- 17 U・Iターン創業応援事業（NICO） …p.18

資金を借りる
- 18 新規創業支援資金融資（市） …p.19
- 19 中小企業創業等支援資金融資（県） …p.19
- 20 新規開業資金（日本政策金融公庫） …p.20
- 21 新創業融資制度（日本政策金融公庫） …p.20
- 22 女性、若者／シニア起業家支援資金（日本政策金融公庫） …p.21
- 23 創業支援貸付利率特例制度（日本政策金融公庫） …p.21

相談する
- 24 にいがた産業創造機構の専門家による助言(NICO) …p.22

その他
- 25 小規模企業者等設備貸与事業（NICO） …p.22

新事業を展開したい

資金を借りる
- 26 フロンティア企業支援資金融資（県） …p.23
- 27 新事業活動促進資金（日本政策金融公庫） …p.24
- 28 新事業活動促進資金（日本政策金融公庫） …p.25
- 29 新事業育成資金（日本政策金融公庫） …p.25

補助金・助成金
- 30 ベンチャー成長加速化支援（NICO） …p.26

相談する
- 24 にいがた産業創造機構の専門家による助言(NICO) …p.22
- 31 市場開拓支援（食品・生活関連産業）（NICO） …p.27
- 32 専門家派遣事業（NICO） …p.28

その他
- 25 小規模企業者等設備貸与事業（NICO） …p.22

新商品を開発したい

補助金・助成金 → 33 新商品開発支援事業（市） …p.29

資金を借りる → 26 フロンティア企業支援資金融資（県） …p.23

相談する → 25 にいがた産業創造機構の専門家による助言(NICO) …p.22
→ 31 市場開拓支援（食品・生活関連産業）（NICO） …p.27
→ 32 専門家派遣事業（NICO） …p.28

販路を拡大したい･販売を促進したい

補助金・助成金 → 34 販路拡大支援事業（市） …p.30
→ 35 販売力強化支援事業補助金（６次産業支援）（市） …p.30

相談する → 24 にいがた産業創造機構の専門家による助言(NICO) …p.22
→ 31 市場開拓支援（食品・生活関連産業）（NICO） …p.27
→ 32 専門家派遣事業（NICO） …p.28

雇用･人材を確保したい

補助金・助成金 → 36 特定求職者雇用開発助成金（ハローワーク） …p.32
→ 37 トライアル雇用助成金（ハローワーク） …p.33
→ 38 人材確保支援事業補助金（市） …p.33

資金を借りる → 39 地域活性化・雇用促進資金（日本政策金融公庫） …p.34

キャリアアップ・人材を育成したい

補助金・助成金

- 40 キャリアアップ助成金（ハローワーク） …p.35
- 41 人材開発支援助成金（県） …p.36
- 42 中小企業人材育成支援事業補助金（市） …p.39

その他

補助金・助成金

- 43 国際規格等取得支援事業補助金（市） …p.40

資金を借りる

- 44 日本政策金融公庫一般貸付（日本政策金融公庫） …p.40
- 45 ソーシャルビジネス支援資金（日本政策金融公庫） …p.40
- 46 企業活力強化資金（日本政策金融公庫） …p.41
- 47 海外展開・事業再編資金（日本政策金融公庫） …p.42
- 48 海外展開・事業再編資金（日本政策金融公庫） …p.43
- 49 事業承継・集約・活性化支援資金（日本政策金融公庫） …p.44
- 50 事業承継・集約・活性化支援資金（日本政策金融公庫） …p.45
- 51 観光産業等生産性向上資金（日本政策金融公庫） …p.45
- 52 担保を不要とする融資制度（日本政策金融公庫） …p.46
- 53 経営者保証免除特例制度（日本政策金融公庫） …p.46
- 54 マル経融資（市内商工会議所、商工会） …p.47
- 55 十日町市の融資制度一覧（市） …p.48
- 56 信用保証料補給について（市） …p.50

企業投資をしたい

条例に基づく支援

<table>
<tr><th colspan="2">1　企業設置奨励条例に基づく支援　（更新）</th></tr>
<tr><td>奨 励 措 置</td><td>①固定資産税・都市計画税の課税免除（３年間）
②制度融資「十日町市企業設置資金」（後述）の資格付与
③利子補給金
固定資産（土地・家屋・償却資産）の取得に要した５年以上の長期借入金に対して、年度末の償還残高の１％を限度として交付（５年間）
④事業用地「取得費」助成金
事業用地取得費の 30%又は 3,000 万円のいずれか少ない額を交付
※用地取得から３年以内に事業を開始すること。
⑤事業用地「造成費」助成金
事業用地造成費の 30%又は 1,000 万円のいずれか少ない額を交付
※造成の日から３年以内に事業を開始すること。
⑥雇用促進奨励金
下表に掲げる増加する常用従業員数に応じた額を、５年間に分割して交付（上限 2,000 万円）
<table>
<tr><th>増加する常用従業員数</th><th>交　付　額</th></tr>
<tr><td>３人（２人）以上 10 人未満</td><td>１人あたり 10 万円（２万円／年）</td></tr>
<tr><td>10 人以上 30 人未満</td><td>１人あたり 15 万円（３万円／年）</td></tr>
<tr><td>30 人以上</td><td>１人あたり 20 万円（４万円／年）</td></tr>
</table>
⑦便宜供与
公共性のある道路・排水路整備に対し、増加する従業員１人につき 10 万円を交付
ただし、必要経費の１／２（上限 200 万円）。
その他必要に応じ、次の事項について協力援助する。
ａ）冬期間の公共性があると認められる道路の確保
ｂ）その他市長が必要と認める便宜
⑧大規模企業立地促進奨励金（上限 5,000 万円）
次の要件のいずれかを満たす場合、審査会の決定した奨励金額を交付
ａ）増加する常用従業員数が 50 人超
ｂ）投資額（固定資産取得額等）が製造業の場合は５億円超、その他業種の場合は２億円超であること。
ｃ）その他、地域経済への著しい貢献が認められる又は見込まれること。</td></tr>
<tr><td>要　　件</td><td>次のいずれにも該当すること。
①業種の要件
製造業、旅館業、情報サービス業等、農林水産物等販売業
②取得固定資産（土地･家屋、償却資産）が新設の場合は 3,000 万円以上、増設は 1,000 万円以上（３年以上の賃貸借契約に基づく償却資産の取得価格相当額を含む）。
③公害発生の恐れのないもの。
④建築基準法による用途地域の制限を超えないこと。</td></tr>
</table>

（次項へつづく）

<table>
<tr><td>要　　件
（つづき）</td><td>⑤増加する常用従業員数
<table>
<tr><td rowspan="2">事業の
名　称</td><td rowspan="2">小規模企業者の定義</td><td colspan="2">日本標準産業分類における区分</td><td colspan="2">増加常用従業員数</td></tr>
<tr><td>大分類</td><td>中分類</td><td>小規模企業者以外</td><td>小規模企業者</td></tr>
<tr><td>製造業</td><td rowspan="2">20 人以下</td><td>製造業</td><td></td><td>３人</td><td>２人</td></tr>
<tr><td>旅館業</td><td>宿泊業、
飲食ｻｰﾋﾞｽ業</td><td>宿泊業</td><td rowspan="4">３人</td><td rowspan="4">２人</td></tr>
<tr><td rowspan="2">情報ｻｰﾋﾞｽ業等</td><td rowspan="2">20 人以下</td><td>情報ｻｰﾋﾞｽ業、
ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ附随
ｻｰﾋﾞｽ業</td><td></td></tr>
<tr><td>放送業</td><td>有線放送業</td></tr>
<tr><td>農林水産物等販売業</td><td colspan="3">市内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に市外の者に販売する事業</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>問 合 せ 先</td><td>十日町市産業政策課　産業振興係　☎０２５－７５７－３１３９</td></tr>
</table>

2　企業投資促進条例に基づく支援　（継続）

<table>
<tr><td>支 援 措 置</td><td>①固定資産税・都市計画税の課税免除（３年間）
②制度融資「十日町市企業投資資金」（後述）の資格付与
③利子補給金
固定資産（土地・家屋・償却資産）の取得に要した５年以上の長期借入金に対して、年度末の償還残高の１％を限度として交付（５年間）
④事業用地「取得費」助成金
事業用地取得費の 30%又は 3,000 万円のいずれか少ない額を交付
※用地取得から３年以内に事業を開始すること。
⑤事業用地「造成費」助成金
事業用地造成費の 30%又は 1,000 万円のいずれか少ない額を交付
※造成の日から３年以内に事業を開始すること。
⑥雇用促進奨励金
下表に掲げる増加する常用従業員数に応じた額を、５年間に分割して交付（上限 2,000 万円）
<table>
<tr><td>増加する常用従業員数</td><td>交　付　額</td></tr>
<tr><td>３人（２人）以上 10 人未満</td><td>１人あたり 10 万円（２万円／年）</td></tr>
<tr><td>10 人以上 30 人未満</td><td>１人あたり 15 万円（３万円／年）</td></tr>
<tr><td>30 人以上</td><td>１人あたり 20 万円（４万円／年）</td></tr>
</table>
⑦便宜供与
公共性のある道路・排水路整備に対し、増加する従業員１人につき 10 万円を交付
ただし、必要経費の１/２（上限 200 万円）。
その他必要に応じ、次の事項について協力援助する。
ａ）冬期間の公共性があると認められる道路の確保
ｂ）その他市長が必要と認める便宜
⑧大規模企業立地促進奨励金（上限 5,000 万円）
次の要件のいずれかを満たす場合、審査会の決定した奨励金額を交付。
ａ）増加する常用従業員数が 50 人超。
ｂ）投資額（固定資産取得額等）が製造業の場合は５億円超、その他業種の場合は２億円超であること。
ｃ）その他、地域経済への著しい貢献が認められる又は見込まれること。</td></tr>
</table>

（次頁へつづく）

<table>
<tr><td>要　　件</td><td>
次のいずれにも該当すること。
①県の承認を受けた地域経済牽引事業計画に従って地域経済牽引事業を行う者
②業種の要件
施設農業、林業、水産養殖業、建設業、製造業、運輸業、電気業、ガス業、熱供給業、データセンター、民間放送業、情報サービス業、繊維品卸売業、農畜産物・水産物卸売業、宿泊業、農林水産物等販売業、市長が特に認めた事業
②取得固定資産（土地･家屋、償却資産）が新設の場合は 3,000 万円以上、増設は 1,000 万円以上（３年以上の賃貸借契約に基づく償却資産の取得価格相当額を含む）
③公害発生の恐れのないもの
④建築基準法による用途地域の制限を超えないこと。
⑤増加する常用従業員数
<table>
<tr><th rowspan="2">事業の名　称</th><th rowspan="2">小規模企業者の定義</th><th colspan="3">日本標準産業分類における区分</th><th colspan="2">増加常用従業員数</th></tr>
<tr><th>大分類</th><th>中分類</th><th>小分類</th><th>小規模企業者以外</th><th>小規模企業者</th></tr>
<tr><td>施設農業</td><td rowspan="8">20 人以下</td><td rowspan="3">農業、林業</td><td>農業</td><td>耕種農業</td><td rowspan="3">３人</td><td rowspan="3">２人</td></tr>
<tr><td>林業</td><td>林業</td><td>育林業、林業サービス業</td></tr>
<tr><td>水産養殖業</td><td>漁業</td><td>水産養殖業</td><td>内水面養殖業</td></tr>
<tr><td>建設業</td><td>建設業</td><td></td><td></td><td rowspan="3">３人</td><td rowspan="3">２人</td></tr>
<tr><td>製造業</td><td>製造業</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>運輸業</td><td>運輸業、郵便業</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>電気業</td><td rowspan="4">電気・ガス・熱供給業・水道業</td><td>電気業</td><td>電気業</td><td rowspan="12">３人</td><td rowspan="12">２人</td></tr>
<tr><td>ガス業</td><td>ガス業</td><td>ガス業</td></tr>
<tr><td>熱供給業</td><td>熱供給業</td><td>熱供給業</td></tr>
<tr><td>データセンター</td><td>情報通信業</td><td>通信業</td><td>固定電気通信業</td></tr>
<tr><td>民間放送業</td><td rowspan="4">５人以下</td><td>情報通信業</td><td>放送業</td><td>民間放送業（有線放送業を除く）</td></tr>
<tr><td>情　報ｻｰﾋﾞｽ業</td><td>情　報通信業</td><td>情報ｻｰﾋﾞｽ業</td><td></td></tr>
<tr><td>繊維品卸売業</td><td>卸売業、小売業</td><td>繊維・衣服等卸売業</td><td>繊維品卸売業</td></tr>
<tr><td>農畜産物・水産物卸売業</td><td>卸売業、小売業</td><td>飲食料品卸売業</td><td>農畜産物・水産物卸売業</td></tr>
<tr><td>宿泊業</td><td>20 人以下</td><td>宿泊業、飲食ｻｰﾋﾞｽ業</td><td>宿泊業</td><td></td></tr>
<tr><td>農林水産物等販売業</td><td colspan="4">市内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造､加工若しくは調理をしたものを店舗において主に市外の者に販売する事業</td></tr>
<tr><td colspan="6">上記のほか、産業振興と雇用創出に資するとして市長が認めた事業</td><td>10 人</td><td>10 人</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>問 合 せ 先</td><td>十日町市産業政策課　産業振興係　☎０２５－７５７－３１３９</td></tr>
</table>

3　設備投資に係る固定資産税の減免　（継続）

減免措置

取得した設備投資に係る固定資産税を次の範囲で減免（３年間）
　課税標準額が 3,000 万円以下・・・10/10
　課税標準額が 3,000 万円超え・・・課税標準額 3,000 万円までの減免
※設備の取得にあたり、国等の補助金を受けた場合は減免額が変動する。

要件

次のいずれにも該当すること。
①市内に主たる事務所を置く次の業種の企業

事業の名称	日本標準産業分類における区分		
	大分類	中分類	小分類
製　造　業	製造業	／	／
繊維品卸売業	卸売業、小売業	繊維・衣服等卸売業	繊維品卸売業
農畜産物・水産物卸売業	卸売業、小売業	飲食料品卸売業	農畜産物・水産物卸売業
宿　泊　業	宿泊業、飲食サービス業	宿 泊 業	／
上記のほか、産業振興に資するとして市長が認めた事業			

②次の資産を取得すること。
　ａ）「家屋」（新設・増設）　ｂ）「償却資産」（新設・増設）※土地除く。
③上記②の取得金額が 1,000 万円～２億円であること。
④既存の雇用人数の維持（取得後３年間）
※企業設置奨励条例・企業投資促進条例の適用企業は本課税の減免の対象外。
※本課税の減免は、１企業１回限りとする。

問合せ先

十日町市産業政策課　産業振興係　☎０２５－７５７－３１３９

４　先端設備導入に係る固定資産税の減免　（継続）

対　象　者	市が策定した導入促進基本計画に基づいて「先端設備等導入計画」を作成し、市の認定を受けた中小企業者等
先端設備等導入計画の主な要件	＜計画期間＞３年間～５年間 ＜労働生産性（※）＞計画期間において、年平均３％以上向上すること。 ＜投資利益率＞計画期間において、年平均５％以上となること ＜計画内容＞市の導入促進基本計画に適合するもの ※労働生産性＝（営業利益＋人件費＋減価償却費）／労働投入量（労働者数又は労働者数×１人当たり年間就業時間） ※投資利益率＝（営業利益＋減価償却費）の増加額／設備投資額
支 援 措 置	○認定事業者に対する一部補助金における優先採択（国・審査時の加点） ○計画に基づく事業に必要な資金繰りを支援（信用保証） ○一定要件を満たす設備取得について固定資産税の特例措置（下記）
固定資産税の特例措置	上記手続きにより市から認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、①中小企業者等が②適用期間内に③一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る④固定資産税の課税に関する特例を受けることができます。

①中小企業者等	・資本金１億円以下の法人 ・常時使用する従業員数が 1,000 人以下の個人　等
②適用期間	令和５年４月１日から令和７年３月 31 日までの間
③一定の設備	年平均の投資利益率が 5%以上となることが見込まれる投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備 【減価償却資産の種類（最低取得価格）】 ◆機械装置（160 万円以上） ◆測定工具及び検査工具（30 万円以上） ◆器具備品（30 万円以上） ◆建物付属設備（60 万円以上） ※償却資産として課税されるもの
④固定資産税に関する特例	

	固定資産取得の時期	固定資産の特例率	特例率が適用される期間
賃上げ表明あり	R6.3.31 まで	1/3	５年間
	R7.3.31 まで	1/3	４年間
賃上げ表明なし	R7.3.31 まで	1/2	３年間

問 合 せ 先	十日町市産業政策課　産業振興係　☎０２５－７５７－３１３９

5　過疎地域での設備投資を支援するための優遇税制（過疎条例）　（新規）

対象地域	産業振興促進区域 （過疎地域持続的発展市町村計画において市町村が定める地域）
対象者	ア　製造業、旅館業、情報サービス業等 、農林水産物等販売業を行う法人又は個人（過疎地域持続的発展市町村計画において定められた業種に限る） イ　畜産業、水産業を行う個人 ※個人の畜産業、水産業は生産設備の取得価格ではなく、当該事業の労働日数（延べ労働日数の１/３超、かつ、１/２以下の場合に限る）による。
適用要件	家屋・生産設備等の取得価額の合計額 （業種、資本金別に要件が異なります。） 【製造業、旅館業】 資本金 ／ 取得価額（合計額） 5,000 万円以下 ／ 500 万円以上 ～１億円以下 ／ 1,000 万円以上 １億円超 ／ 2,000 万円以上 ※資本金が 5,000 万円を超える法人においては、新設、増設に限る。 【情報サービス業等及び農林水産物等販売業又は個人】 資本金の額に関係なく取得価額（合計額）が 500 万円以上
優遇措置	アの者　・不動産取得税：課税免除 ・事業税（所得割及び収入割）：課税免除（３年間）（注１） イの者　・個人事業税（５年間）の課税免除 （注１）個人事業税…工場等を事業の用に供した日の属する年以後３年以内の各年 法人事業税…工場等を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から３年以内に終了する各事業年度
課税免除の対象	○不動産取得税 ・家屋は対象となった部分に係る税額 ・土地は当該家屋の対象部分の垂直投影部分に係る税額 ※土地は取得後１年以内に建物の建設着手がある場合に限り適用 ○事業税（所得割及び収入割） ・県内の事務所・事業所の従業員数に対する新設・増設した設備に直接従事する従業員数の割合に応じた所得に係る税額 ※畜産業、水産業については、当該事業に係る税額
申請期限	○不動産取得税：課税免除等を受けようとする不動産を事業の用に供した日を含む事業年度の事業税申告書の提出期限 ○法人事業税：課税免除等を受けようとする事業年度の申告書の提出期限 ○個人事業税：課税免除等を受けようとする年度の前年度の所得税の確定申告期限
問合せ先	新潟県産業労働部　産業立地課　☎０２５－２８０－５２４７（直通） 又は　南魚沼地域振興局県税部　課税課　☎０２５－７７２－２６６０

６　成長性の高い新たな事業を支援するための優遇税制（地域経済牽引事業条例）

（更新）

対　象　者

地域未来投資促進法に基づく「地域経済牽引事業計画」の県承認を受けた事業で、かつ主務大臣による先進性等の確認を受けた事業者

※課税免除を受けるには、建物の建築着手日までに地域経済牽引事業計画の承認を受け、かつ建物や設備の取得前に主務大臣による先進性等の確認を受ける必要あり（別途、申請期限までに課税免除申請が必要）。

県承認要件	主務大臣による確認基準
【要件１】 地域の特性及びその活用戦略に該当 【要件２】 高い付加価値額を創出（3,628 万円超） 【要件３】 いずれかの経済的効果 ・取引額３％増　・売上３％増 ・雇用者数２％増　・給与等支払額５％増	○事業の先進性 投資収益率又は労働生産性の伸びが一定水準以上等 ○売上高伸び率 当該商品等の過去５年間の市場規模伸び率の＋５％ ○減価償却資産取得額 2,000 万円以上かつ前年度の減価償却費の 10%以上

※上記は新潟県全域基本計画における承認要件。十日町市の基本計画の承認要件については、十日町市産業政策課にお問い合わせ下さい。

適用要件

ア　不動産取得税
- 減価償却資産取得額が前年度減価償却費の 10%以上
- 家屋（建物・同付属設備）、構築物、事業用地（工場等の対象部分の垂直投影部分）の取得価額の合計額
  １億円超（農林漁業関連業種に係るものは 5,000 万円超）

イ　事業税（所得割・収入割）・法人税県民割（超過課税）
- 減価償却資産取得額が 2,000 万円以上かつ前年度の減価償却費の 10%以上
- 各減税年度の新潟県事業税（所得割・収入割）課税標準額が事業開始前５年間平均＋５％以上

優遇措置

アの要件を満たす者
- ○不動産取得税：課税免除

イの要件を満たす者
- ○事業税（所得割・収入割）：１／２（３年間）
- ○法人県民税（超過課税分）：１／２（３年間）

課税免除の対象

○不動産取得税
- 家屋は対象となった部分に係る税額
- 土地は当該家屋の対象部分の垂直投影部分に係る税額

※土地は取得後１年以内に建物の建設着手がある場合に限り適用

○事業税（所得割及び収入割）
地域経済牽引事業の用に供する施設・設備相当部分

○法人県民税：法人県民税超過課税額（新潟県課税分）

申請期限

○不動産取得税：課税免除を受けようとする不動産を事業の用に供した日の属する事業年度に係る事業税の申告書の提出期限

○事業税・法人県民税：不均一課税を受けようとする事業年度の申告書の提出期限

問合せ先

新潟県産業労働部　産業立地課　☎０２５－２８０－５２４７（直通）
又は　南魚沼地域振興局県税部　課税課　☎０２５－７７２－２６６０

７　産業立地促進地域への立地を支援するための優遇税制 （産業立地条例）	（更新）
対　象　者	対象地域内において事業用地・事業用家屋を取得した製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、映像・音声・文字情報制作業、情報通信技術利用業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業、植物工場、生育環境を制御する陸上での水産動植物養殖業、データセンターを行う法人及び個人
対 象 地 域	産業立地促進地域 ※十日町市内の産業立地促進地域については、新潟県産業立地課にお問い合わせ下さい。
適 用 要 件	○家屋（建物・同付属設備）、構築物の取得価額の合計額　※土地は含まれない。 **<u>１億円超</u>** ○新設・増設した事業用家屋において、当該事業の用に供したことに伴って増加する常用雇用者 **<u>３人以上</u>** ※常用雇用者の要件：県内に住所を有する者かつ雇用保険の一般被保険者
優 遇 措 置	○不動産取得税：課税免除 ○事業税（所得割・収入割）、法人県民税（超過課税）：１/２ ・新規常用雇用者３～９人：３年間（注１） ・新規常用雇用者 10 人以上：６年間（注１） （注１）個人事業税…工場等を事業の用に供した日の属する年以後３年（新規常用雇用者 10 人以上の場合は６年）以内の各年 法人事業税…工場等を事業の用に供した日の属する事業年度開始の日から３年（新規常用雇用者 10 人以上の場合は６年）以内に終了する各事業年度
課税免除等の額	○事業税 ・県内の事務所・事業所のうち新設・増設した事業用家屋に係る従業員数の割合に応じた所得に係る税額 ○不動産取得税 ・事業用家屋及び事業用土地全体に係る税額 ※土地は、事業用家屋の敷地である土地を対象とし、その取得後２年以内に事業用家屋の建設着手がある場合に限り適用。 ○法人県民税（超過課税） ・所定の方法により計算された税額
申 請 期 限	○不動産取得税：課税免除等を受けようとする不動産を事業の用に供した日を含む事業年度の事業税申告書の提出期限 ○法 人 事 業 税：課税免除等を受けようとする事業年度の申告書の提出期限 ○個 人 事 業 税：課税免除等を受けようとする年度の前年度の所得税の確定申告期限
問 合 せ 先	新潟県産業労働部　産業立地課　☎０２５－２８０－５２４７（直通） 又は　南魚沼地域振興局県税部　課税課　☎０２５－７７２－２６６０

８　本社機能の移転・拡充を伴う設備投資の優遇税制（産業拠点強化条例）　（更新）

対　象　者	地方活力向上地域内の特定業務施設（※１）を新増設した認定事業者（※２）（法人又は個人）（風俗関連産業を除く） ※１　事務所（調査・企画、情報処理、研究開発、国際事業、その他管理業務部門）、研究所、工場等における研究開発部門、研修所 ※２　整備計画を作成し、県の認定を受けた事業者
適 用 要 件	・減価償却資産の取得価額の合計額　3,800 万円以上（中小企業者は 1,900 万円以上） ・（計画認定の要件として）増加させる従業員数が５人以上（中小企業者は１人以上）
優 遇 措 置	○法人税の優遇制度（地方拠点強化税制）

移転型（東京 23 区から地方に移転）	拡充型（地方における企業の拠点拡充）
東京 23 区から本社機能を移転する企業には、優遇制度を上乗せ	地方において本社機能を拡充する企業（東京 23 区以外からの移転を含む）
●オフィス減税	●オフィス減税
建物等の取得価格に対し、特別償却 25%または税額控除 7%	建物等の取得価格に対し、特別償却 15%または税制控除 4%
●雇用促進税制	●雇用促進税制
増加雇用者 1 人当たり最大 90 万円を税額控除（最大 50 万円＋上乗せ分 40 万円） 上乗せ分は最大３年間継続、３年間１人最大 170 万円	１人当たり 30 万円の税額控除

○県税の優遇制度

	移転型（東京 23 区から本社機能を移転）	拡充型（東京 23 区以外から本社機能を移転）	拡充型（県内の拠点拡充）
不動産取得税	課税免除	税率 1/10	税率 1/10
事業税（所得割・収入割）	課税免除	―	―

不均一課税の額	○事業税 ・県内の事務所・事業所の従業員数に対する新・増設した特定業務施設に係る従業員数の割合に応じた所得に係る税額 ○不動産取得税 ・家屋は対象となった部分に係る税額。土地は当該家屋の対象部分の垂直投影部分に係る税額（土地は取得後１年以内に建物の建築着手があった場合に限り適用）
問 合 せ 先	新潟県産業労働部　産業立地課　☎０２５－２８０－５２４７（直通）

９　未来創造産業立地促進補助金　（更新）		
	製造業等立地支援型	**IT・コールセンター等進出支援型**
対象地域	県内全域	
対象企業の要件	県が本県への立地または拡張を働きかけている企業であって、次の要件を満たすこと。 〇地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画の承認を受ける又は受けることが見込まれること。 〇事業開始１年を経過した時点で新規常用者等が５人以上となる企業	
	〇事業開始後１年以内に事業開始前と比較して２億円以上付加価値額が増加する企業	〇事業開始後５年以内に単年度の付加価値創出額が事業開始前と比較して２億円以上増加し、かつ、事業開始から５年間の売上が年平均 20%程度以上増加する計画の企業 ただし、県外情報関係企業の新設に係るものについては、事業開始後５年以内に単年度の付加価値額が3,628万円を超える計画の企業
補助内容	（１）事業拠点設置（基礎支援） ①-1：新設 建物を除いた投下償却資産額の 10% ①-2：増設 建物を除いた投下償却資産額の５％ ※①-1、2いずれも投下償却資産額が５億円を超える場合に限る。 ②生産設備の賃借料（１年間）の１/２ ③事業所、雇用確保に必要な施設（福利厚生施設、社員住宅等）の賃借料の１/２（１年間） （２）体制整備（上乗支援） ①人材確保等（採用活動、研修、転勤費用等）年間経費の１/２（１年間） ※新卒・U・Ｉターンに限る。 ②新規雇用者（正規）等の月額給与の１/２（１年間）	①事業所、雇用確保に必要な施設（福利厚生施設、社員住宅等）の賃借料の１/５（５年間） ②人材確保等（採用活動、研修、転勤費用等）年間経費の１/５（５年間） ※新卒・U・Ｉターンに限る。 ③新規雇用者（正規）等の年間給与の１/５（５年間） ただし、県外情報関係企業の新設に係るものについては新規雇用者（常用雇用）等の月額給与の１／５（５年間）
補助限度額	次に記載する額の範囲内で、立地による雇用効果･税収等を勘案し、決定します。	
	（１）事業拠点設置（基礎支援）：50億円 （２）体制整備（上乗支援）：1億円	2億円
適　　用	・適用にあたっては事前手続き・審査が必要になります。 ・補助金は原則５年間での分割交付となります。 ・補助金交付額は付加価値増加額の目標の達成率等に応じて決定されます。	
問 合 せ 先	新潟県産業労働部　産業立地課　☎０２５－２８０－５２４７（直通）	

１０企業設置資金（１企業設置奨励措置の②）	（継続）
内　　容	●利　　率　固定型金利（信保付）1.10% 固定型金利（その他）1.30% ●限 度 額　1億5,000万円（特に市長が認めた場合は２億円） ●償還期間　10年（据置期間１年以内を含む）
要　　件	・「企業設置奨励条例」により奨励企業の指定を受けること。 ・設備投資に係る資金の借入であること。 ・取扱金融機関は十日町市内に支店のある銀行等（第四北越銀行津南支店含む）。
信用保証料補給	●対象貸付額　5,000万円以下（5,000万円超えの場合は、5,000万円相当分） ●対象機関 新潟県信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、農林漁業信用基金
問 合 せ 先	十日町市産業政策課　産業振興係　☎０２５－７５７－３１３９

１１企業投資資金（２企業投資支援措置の②）	（継続）
内　　容	●利　　率　固定型金利（信保付）1.10% 固定型金利（その他）1.30% ●限 度 額　1億5,000万円（特に市長が認めた場合は２億円） ●償還期間　10年（据置期間１年以内を含む）
要　　件	・「企業投資促進条例」により支援企業の指定を受けること。 ・設備投資に係る資金の借入であること。 ・取扱金融機関は十日町市内に支店のある銀行等（第四北越銀行津南支店含む）。
信用保証料補給	●対象貸付額　5,000万円以下（5,000万円超えの場合は、5,000万円相当分） ●対象機関 新潟県信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会、農林漁業信用基金
問 合 せ 先	十日町市産業政策課　産業振興係　☎０２５－７５７－３１３９

１２　企業立地促進資金貸付金	（継続）
対 象 者	次のいずれかの投資を行う企業 ①新たに用地を取得し工場等を建設する企業 ②既存工場等の立地敷地内に工場等を増設する企業 ③既存工場等内に新たに機械設備等を増設する企業（機械設備等の更新・入替は対象外）
対象用地	県内全域
業　　種	製造業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、自然科学研究所、その他本社機能（事務所、研究所、研修所）に係るもの等
貸付限度額	５億円（特認10億円）
償還期間	15年以内（うち据置２年以内を含む）
貸付利率	融資期間 ／ 利率（固定） ～５年 ／ 0.70% ～７年 ／ 0.90% ～10年 ／ 1.10% ～15年 ／ 1.30%
貸付条件	指定地域からの新規常用雇用者３人以上
貸付対象の使途	①用地取得及び造成　②工場建設資金　③付属施設及び機械設備等
問 合 せ 先	新潟県産業労働部　産業立地課　☎０２５－２８０－５２４７（直通）

１３　地域ＩＣＴ立地強化雇用創造事業　（更新）	
事業概要	新潟県に進出する ICT 企業に、通常賃料等の４割でオフィスを提供する（＝６割分を新潟県が補助）。
対象企業（入居企業）	新潟県内に ICT 関連事業※を行う支店・事業所等を設置していない企業 ※情報通信産業（放送業除く）・コールセンター業・自（他）社 BPO 業務
対象期間	賃料発生日より 12 か月間
事業スキーム	新潟県に進出するＩＣＴ企業に通常賃料等（賃料および収益費・税込）の４割（６割支援）でオフィスを提供 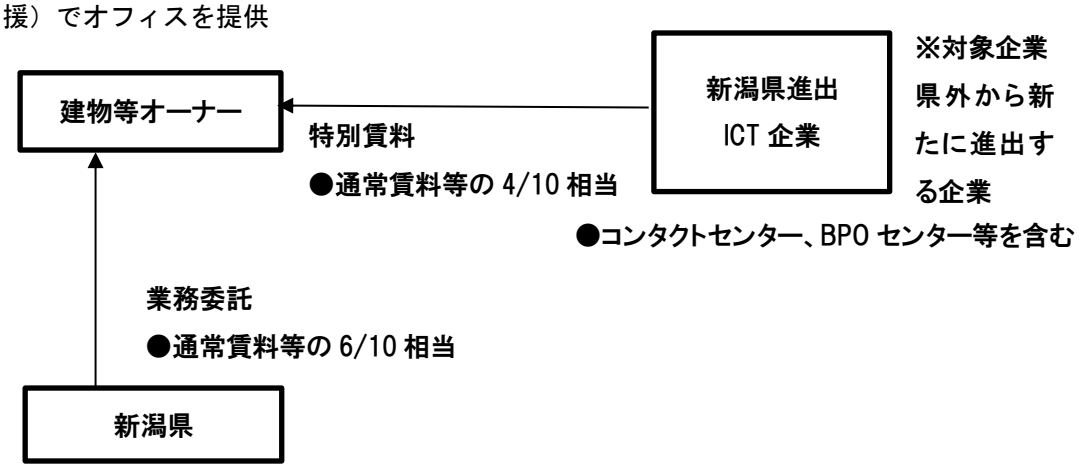
問合せ先	新潟県産業労働部　産業立地課　☎０２５－２８０－５２４８（直通）

補助金・助成金

１４　未来を拓く創業応援事業補助金　（継続）	
対　象　者	次のいずれにも該当すること。 ①十日町市が主催する創業支援事業（※）に提案し、市が委託する専門家から事業化見込の承認を受けた「事業化承認プラン」、または市が実施するビジネスプラン審査会に「事業化承認プラン」を提案し、承認を受けたビジネスプランについて、承認日の翌年度末までに市内において事業を開始する個人、団体又は法人であること。 ②公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業を行う者でないこと。 ③納付期限の到来した市税を完納していること。 ※創業支援事業…創業塾及び中小企業診断士等の専門家による創業相談等 詳細はお問い合わせください。
対 象 経 費	ビジネスプランの事業化に要する経費で次に掲げるもの ①設備に係る経費（機械装置、工具器具の購入・据付費等）、事務所等の新築・改修・貸借に係る経費 ②試作品製作に要する経費（旅費、原材料費、謝礼等） ③人件費（補助対象者が個人の場合は、補助対象者及び３親等以内の親族並びに補助対象者が法人又は任意の団体の場合は、当該法人又は任意の団体の役員を除く。） ④広告宣伝費（イベント開催経費、展示会出展経費、消耗品費、旅費、印刷費、講師謝礼等） ⑤クラウドファンディングに係る経費 ⑥その他市長が必要と認める経費
助成金額等	①ビジネスプラン審査会最優秀プラン　補助率３／４以内（上限 100 万円） ②ビジネスプラン審査会優秀プラン　補助率３／４以内（上限　30 万円） ③事業化承認プラン　補助率１／２以内（上限　15 万円）
問 合 せ 先	十日町市産業政策課　産業振興係　☎０２５－７５７－３１３９

１５　ベンチャー企業創出事業（助成金）　（継続）	
対　象　者	自らの独創的な技術やアイデアをもとに、新潟県内で新規に創業しようとする個人、グループ又は、申請時点において決算を５期終えていない中小企業
対 象 事 業	新製品・新サービス・新技術の開発やその提供を目的とした、新潟県内における新規創業事業で県内企業の活性化等の成果が期待されるもの
助成金額等	●助　成　率　助成対象経費の２／３以内 ●限　度　額　500 万円以内 ●助成期間　交付決定から最長１年間
対 象 経 費	①　事業拠点開設費：事業開始に必要な機械設備・工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費、事業所の増改築費 ②　事業促進費：事業促進に必要な原材料費、外注加工費、賃借料、旅費、消耗品費、通信運搬費、広告宣伝費、資料購入費、市場調査費、専門家謝金 ※消費税は助成対象経費となりません。
問 合 せ 先	(公財)にいがた産業創造機構　産業創造グループ　起業・創業支援チーム ☎０２５－２４６－００５１

１６　起業チャレンジ応援事業（助成金）　（更新）	
対　象　者	(1)公募開始日から事業実施期間終了までに創業に至ると見込まれる者 (2)県外に在住の場合、事業実施期間終了までに県内に転居する者
対 象 事 業	デジタル技術を活用し、新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業
助成金額等	●助　成　率　助成対象経費の１/２以内 ●限　度　額　200 万円以内 ●助成期間　交付決定日から令和６年２月 28 日まで
対 象 経 費	①　事業拠点開設費：事業開始に必要な機械設備、工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費、事業所の増改築費、法人登記費用、消耗品費 ②　事業促進費：人件費、賃借料、光熱水費、通信運搬費、広告宣伝費 ※消費税は助成対象経費となりません。
問 合 せ 先	(公財)にいがた産業創造機構　産業創造グループ　起業・創業支援チーム ☎０２５－２４６－００５１

１７　Ｕ・Ｉターン創業応援事業（助成金）　（更新）	
対　象　者	U･Ｉターンにより県内に移住し公募開始日から事業実施期間終了までに創業に至ると見込まれる者　※既に県内に転居している場合、公募開始日時点で転居後１年以内の者が対象
対 象 事 業	デジタル技術を活用し、新潟県内での地域課題や社会課題の解決に資する事業
助成金額等	●助　成　率　助成対象経費の１/２以内 ●限　度　額　200 万円以内 ●助成期間　交付決定日から令和６年２月末まで
対 象 経 費	②　事業拠点開設費：事業開始に必要な機械設備、工具器具等の購入・改良・借用・修繕に要する経費、事業所の増改築費、法人登記費用、消耗品費 ②　事業促進費：人件費、賃借料、光熱水費、通信運搬費、広告宣伝費 ※消費税は助成対象経費となりません。
問 合 せ 先	(公財)にいがた産業創造機構　産業創造グループ　起業・創業支援チーム ☎０２５－２４６－００５１

１８　新規創業支援資金融資　（更新）	
対　象　者	市内で事業を営む又は営もうとする創業者であって、次の要件のいずれかに該当する者。ただし、風俗営業等は対象外。 ①事業を営んでいない個人で、１月以内に新たな事業を行う計画を有しているもの、または新たな事業開始から５年を経過していないもの ②事業を営んでいない個人で、２月以内に新たな会社を設立し事業を行う具体的計画を有しているもの、または設立から５年を経過していないもの ③会社が新たに設立した会社で、事業を行う具体的計画を有しているもの、または設立から５年を経過していないもの ④個人事業主が法人成りした場合で、事業を開始した日以後５年を経過していないもの。
貸付条件	●資金使途：設備資金、運転資金 ●利　　率：固定型金利（信保付）年 1.60%（７年以内）　1.80%（７年超 10 年以内） 固定型金利（その他）年 2.10%（７年以内）　2.30%（７年超 10 年以内） 変動型金利　取扱い金融機関の短期プライムレートに準じた率 ●限 度 額：2,500 万円（設備資金、運転資金合計） ●償還期間：設備資金：10 年以内（据置２年以内） 運転資金：７年以内（据置１年以内） ●金融機関：第四北越銀行、大光銀行、新潟県信用組合、十日町農業協同組合の市内各支店（第四北越銀行津南支店、十日町農業協同組合本店含む） ●信用保証料：新潟県信用保証協会保証料の 50%を市で補給 ●利子補給：年度末融資残高の１%を限度に３年間市が補給（進捗状況報告の義務あり） ●保証人、担保については、取扱金融機関とご相談ください
問合せ先	十日町市産業政策課　経営支援係　☎０２５－７５７－３１３９

１９　中小企業創業等支援資金融資　（更新）	
対　象　者	●創業枠 ①創業者（これから事業を始めたい者）及び創業後５年を経過していない者 ②「金融機関提案型資金」は指定金融機関の定めるところによる。 ●第二創業枠 ①新事業・新分野への進出、又は事業転換等を行う者 ②「金融機関提案型資金」は指定金融機関の定めるところによる。 ●再チャレンジ枠 経営状況の悪化等により事業の廃止や法人の解散を経験し、廃止や解散から５年を経過するまでに再起業する者及び再起業した者
貸付条件	●資金使途　運転資金、設備資金 ●利　　率　融資期間７年以内　信用保証付き（責任共有制度対象外）：年 1.6% 信用保証付き（責任共有制度対象）　：年 1.8% 融資期間７年超　信用保証付き（責任共有制度対象外）：年 1.8% 信用保証付き（責任共有制度対象）　：年 2.0% ●限 度 額　創業枠：3,500 万円 （創業者は 2,000 万円を超える分は自己資金と同額まで） 第二創業枠：１億円 再チャレンジ枠：2,000 万円（保証協会が行った代位弁済に対する債務の返済を含めることも可） ●償還期間　設備資金：10 年（据置２年以内） 運転資金：７年（据置１年以内） ※「金融機関提案型資金」は指定金融機関の定めるところによる。
問合せ先	新潟県産業労働部　地域産業振興課　☎０２５－２８０－５２４０

２０　新規開業資金　（更新）	
対　象　者	新たに事業を始める者または事業開始後おおむね７年以内の方（※１） （※１）「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分あると認められる方」に限る。
貸付条件	●資金使途：新たに事業を始めるため、または事業開始後に必要とする設備資金及び運転資金 ●限 度 額：7,200 万円（うち運転資金 4,800 万円） ●返済期間：設備資金：20 年以内（うち据置２年以内） 運転資金：７年以内（うち据置２年以内） ※「廃業歴等があり、創業に再チャレンジする方」は、前事業に係る債務を返済するために必要な資金もお使いいただくことができ、運転資金は 15 年以内 ●利　　率：基準利率、特別利率 A、B、C、D ※要件や事業内容などによって異なる利率が適用されます。 ※ご融資後に、利益率や雇用の関する一定の目標を達成した場合に利率を 0.2%引き下げる「創業後目標達成金利」のご用意もあります。 ●担保・保証人：お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
問合せ先	日本政策金融公庫　長岡支店　国民生活事業　☎０２５８－３６－４３６０

２１　新創業融資制度　（継続）	
対　象　者	次のすべての要件に該当する方 １「対象者の要件」 新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を２期終えていない方（注１） ２「自己資金の要件」（注） 新たに事業を始める方、または事業開始後税務申告を１期終えていない方は、創業時において創業資金総額の 10 分の１以上の自己資金（事業に使用される予定の資金をいいます。）を確認できる方 ただし、「現在の勤め先企業と同じ業種の事業を始める方」、「産業競争力強化法に定める認定特定創業支援事業を受けて事業を始める方」または「民間金融機関と公庫による協調融資を受けて事業を始める方」等に該当する場合は、本要件を満たすものとします（注２）。 （注１）「新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分あると認められる方」に限ります。 （注２）事業に使用される予定のない資金は本要件における自己資金には含みません。
貸付条件	●限 度 額：3,000 万円（うち運転資金 1,500 万円） ●返済期間：各融資制度に定める返済期間以内 ●担保・保証人：原則不要 ※原則、無担保無保証人の融資制度であり、代表者個人には責任が及ばないものとなっています。法人のお客さまがご希望される場合は、代表者（注３）が連帯保証人となることも可能です。その場合は利率が 0.1%低減されます。 （注３）実質的な経営者や共同経営者を含みます。
問合せ先	日本政策金融公庫　長岡支店　国民生活事業　☎０２５８－３６－４３６０

２２　女性、若者／シニア起業家支援資金　（継続）	
対　象　者	女性または35歳未満か55歳以上の方であって、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね７年以内の方
貸付条件	●資金使途：設備資金および長期運転資金 ●利　　率：信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。 ●限 度 額：直接貸付：７億２千万円 代理貸付：１億２千万円 ●償還期間：設備資金：20年以内（うち据置期間２年以内） 運転資金：７年以内（うち据置期間２年以内） ●保 証 人：直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。
問合せ先	日本政策金融公庫　新潟支店　中小企業事業　☎０２５－２４４－３１２２

２３　創業支援貸付利率特例制度　（更新）	
対　象　者	新たに事業を始める者または事業開始後税務申告を２期終えていない方 ※一部ご利用いただけない融資制度があります。詳しくは支店の窓口までお問い合わせください
貸付条件	●限 度 額：各融資制度に定める融資限度額 ●返済期間：各融資制度に定める返済期間以内 ●利　　率：各融資制度に定める利率－0.65% ただし雇用の拡大を図る場合は、各融資制度に定める利率－0.9% ※資金使途、返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。 ※審査の結果、お客様のご希望に添えないことがあります。
問合せ先	日本政策金融公庫　長岡支店　国民生活事業　☎０２５８－３６－４３６０

相談する

２４　（公財）にいがた産業創造機構の専門家による助言　（継続）	
【新潟県よろず支援拠点】	
創業、売上拡大、商品開発、販売促進などのご相談を経験豊富なコーディネーター（弁護士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、管理栄養士等）がお受けします。	
問 合 せ 先	新潟県よろず支援拠点　☎０２５－２４６－００５８

その他

２５　小規模企業者等設備貸与事業　（継続）	
内　　容	創業や経営革新に取り組む県内企業の皆様が必要とする設備を、にいがた産業創造機構（NICO）が皆様に代わって購入し、割賦販売又はリースする制度です。
対　象　者	従業員 20 人以下の事業者（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く）は５人以下）の事業者及び創業者 ※常時使用する従業員が 50 人以下の中小企業の方は次の要件に全て該当すれば対象になります。 ・金融機関（旧国民生活金融公庫、信用組合、信用金庫を除く）からの総借入残高が４億２千万円以下であること。 ・最近３ヶ年の決算における平均利益（経常利益）3,500 万円以下であること。 ・法人企業は大企業からの出資が１/３以下であること。
貸 与 条 件	【割賦販売方式】 ●対象設備　創業や経営の革新のために必要と認められる設備 ※建物及び工事関係は対象外 ●利　　率　基準金利　年 1.2%（固定）（優遇利率が適用される場合があります。） ●限 度 額　100 万円～１億円 ●返済期間　法定耐用年数以内で３～10 年 ●連帯保証人　原則として代表者のみ ※不動産担保等を提供していただく場合があります。 【リース方式】 ●対象設備　創業や経営の革新のために必要と認められる設備 ※建物及び工事関係は対象外 ●利　　率　基準リース利率　３年 2.928%～10 年 0.974% （優遇利率が適用される場合があります。） ●限 度 額　100 万円～１億円 ●返済期間　設備の法定耐用年数に応じて３年～10 年 ●連帯保証人　原則として代表者のみ。 ※不動産担保等を提供していただく場合があります。
問 合 せ 先	（公財）にいがた産業創造機構　産業創造グループ　経営革新支援チーム ☎０２５－２４６－００５６

資金を借りる

２６　フロンティア企業支援資金融資　（更新）	
対　象　者	①新技術・新事業等展開枠 新技術、新商品等の開発に取り組みたい者または先端技術機器等を導入したい者 ②脱炭素枠 脱炭素に資する新エネルギー・省エネルギー設備を導入したい者または脱炭素分野の研究開発をしたい者 ③DX 推進枠 DX に資する製品・サービスの開発に取り組みたい者またはデジタル技術を活用した設備導入により生産プロセス・サービス提供の改善等に取り組みたい者 ④設備投資促進枠 事業規模拡大、経営効率化、事業転換または新分野進出を目的として設備を導入したい者
貸付条件	①新技術・新事業等展開枠および②脱炭素枠および③DX 推進枠 ●利　　率　信用保証付き（責任共有制度対象外）：年 1.65% 信用保証付き（責任共有制度対象）　：年 1.85% ●限 度 額　5,000 万円 ●償還期間　設備資金：①７年以内（据置２年以内）　②③10 年以内（据置２年以内） 運転資金：①②③５年以内（据置１年以内） ④設備投資促進枠 ●利　　率　融資期間７年以内　信用保証付き（責任共有制度対象外）：年 1.65% 信用保証付き（責任共有制度対象）　：年 1.85% 融資期間７年超　信用保証付き（責任共有制度対象外）：年 1.85% 信用保証付き（責任共有制度対象）　：年 2.05% 労働生産性向上に資する設備導入または小規模企業者は、上記から▲0.15% ●限 度 額　１億円（最低融資額 1,000 万円） 労働生産性向上に資する設備導入の場合は、２億 8,000 万円 ●償還期間　設備資金：10 年以内（据置２年以内）
問合せ先	新潟県産業労働部　地域産業振興課　☎０２５－２８０－５２４０

２７　新事業活動促進資金　（更新）	
対　象　者	次のいずれかに該当する方 ①「経営革新計画」の承認を受けた方 ②「基盤確立事業実施計画」の認定を受けた方 ※農商工等連携事業を行っていない方であって、次のいずれかの事業を行う方が対象 （１）環境負荷の低減に資する資材または機械類その他の物件の生産および販売に関する事業 （２）環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させることに関する事業 ③農林水産業支援サービス業を営む方であって、農商工等連携事業を行う方のうち、３年間で２％以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方 ④「経営力向上計画」の認定を受けた方 ⑤中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の経営強化に関する基本方針に定める新たな取り組みを行い、２年間で４％以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方 ⑥技術・ノウハウ等に新規性がみられる方 ※次のいずれかの事業を行う方が対象 （１）他企業において利用されていない知的財産権に係る技術を利用して行う事業 （２）SBIR 制度における指定補助金等または特定新技術補助金等の交付決定を受けて開発した技術を利用して行う事業 （３）新規中小企業者（エンジェル税制の一定の要件を満たす方）が行う事業 （４）国の技術ニーズに関するフィージビリティスタディ調査等を踏まえて研究開発に取り組む事業 （５）J-Startup プログラムまたは J-Startup 地域版プログラムに選定された方が取り組む研究開発やその事業化に関する事業 ⑦上記①～⑥に該当しない方で、次のいずれかに該当する方 ・新た第二創業（経営多角化・事業転換）を図る方 ・第二創業後おおむね５年以内の方
貸付条件	●資金使途：当該事業を行うために必要とする設備資金および運転資金 ●限 度 額：7,200 万円（うち運転資金 4,800 万円） ●返済期間：設備資金：20 年以内（うち据置２年以内） 運転資金：７年以内（うち据置２年以内） ●利　　率：上記①、②に該当する方：特別利率 B（土地にかかる資金は基準利率） 上記③に該当する方　：「特別利率 A」（土地にかかる資金は基準利率） 上記④に該当する方　：基準利率。ただし、設備資金については「特別利率 B」（土地及び建物にかかる資金は基準利率） 上記⑤に該当する方　：基準利率。ただし、事業計画を策定したことがない方が、認定支援機関又は公庫の経営指導を受けて、一定の要件を満たす事業計画書を策定する場合は「特別利率 P」（土地にかかる資金は基準利率） 上記⑥に該当する方　：基準金利、特別利率 A・B・C・D」（土地にかかる資金は基準利率） 上記⑦に該当する方　：特別利率 A（土地にかかる資金および及び債務の返済資金は基準利率）） （注）土地取得資金はすべて基準利率となります。 ※使途や返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。 ●担保・保証人：お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
問合せ先	日本政策金融公庫　長岡支店　国民生活事業　☎０２５８－３６－４３６０

２８　新事業活動促進資金　（継続）	
対　象　者	①中小企業等経営強化法に基づき、都道府県知事などより経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けた方 ②中小企業等経営強化法に基づく中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針に定める新たな取組みを行い、２年間で４％以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方 ③中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定（変更承認を含む）を受けた方 ④中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工など連携事業計画の認定（変更認定を含む）を受けた方 ⑤農林水産業支援サービス業を営む方であって、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に定める農商工等連携事業を行い、３年間で２％以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方 ⑥中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に定める農商工等連携事業を行っていない方であって、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第２条第５項第３号又は第４号の事業を行う方のうち、同法に定める基盤確立事業実施計画の認定（変更認定を含む）を受けた方 ⑦中小企業地域資源活用促進法に基づく地域産業資源活用事業計画の認定（変更認定を含む）を受けた方 ⑧①～⑥に該当しない方で新たに第二創業（経営多角化、事業転換）を図る方又は第二創業後おおむね５年以内の方
貸付条件	●資金使途：①～⑧に伴い必要な設備資金及び長期運転資金 ●利　　率：信用リスク・融資期間等に応じて所定の利率が適用されます。 ●限 度 額：直接貸付：７億２千万円 代理貸付：１億２千万円 ●返済期間：設備資金：20 年以内（うち据置期間２年以内） 運転資金：７年以内（うち据置期間２年以内） ●保 証 人：直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。
問合せ先	日本政策金融公庫　新潟支店　中小企業事業　☎０２５－２４４－３１２２

２９　新事業育成資金　（継続）	
対　象　者	高い成長性が見込まれる新たな事業を行う方であって、次の①～③のすべてに当てはまる方 ①新たな事業を事業化させておおむね７年以内の方 ②次のいずれかに当てはまる方 イ　公庫の成長新事業育成審査会から事業の新規性・成長性の認定を受けた方 ロ　他企業に利用されていない知的財産権や科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に定める指定補助金などの交付を受けて開発した技術を利用して新事業を行う方 ③公庫が継続的に経営課題に対する経営指導を行うことにより、円滑な事業の遂行が可能と認められる方
貸付条件	●資金使途：新たな事業を行うために必要な設備資金及び長期運転資金 ●利　　率：信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用されます。ただし担保を徴しない場合には利率の引下げ措置があります。 ●限 度 額：７億２千万円 ●償還期間：設備資金：20 年以内（うち据置期間５年以内） 運転資金：７年以内（うち据置期間２年以内） ●保 証 人：直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。
問合せ先	日本政策金融公庫　新潟支店　中小企業事業　☎０２５－２４４－３１２２

３０　ベンチャー成長加速化支援事業（助成金）　（新規）	
対　象　者	県内に事業所を有する（または設置する）創業から概ね３年～１０年程度の中小企業
対 象 事 業	イノベーティブなアイデア・技術にデジタル技術を付加・活用した新たなビジネスに取組み、更なる成長と高付加価値化を図る事業
助成金額等	●助　成　率　助成対象経費の１／２以内 ●限　度　額　300 万円以内 ●助成期間　交付決定日から令和６年２月末まで
対 象 経 費	①　事業拠点開設費：対象事業に要する県内の事業所、研究開発場所の増改築費及び賃借料 ②　事業促進費：事業促進に必要な、採用に係る支払手数料（リクルート費用）、委託費、機械設備・工具機器等の借用（リース）に要する費用 ※消費税は助成対象経費となりません。
問 合 せ 先	(公財)にいがた産業創造機構　産業創造グループ　起業・創業支援チーム ☎０２５－２４６－００５１

２４　（公財）にいがた産業創造機構の専門家による助言　（更新）

（再掲）p. 22 へ

３１　市場開拓支援（食品・生活関連産業）　（更新）

●生活関連産業のデザイン・ブランディング支援

企業戦略から商品開発、プロモーションなどの企業の課題について専門家によるアドバイスやワークショップを通じてサポートします。

●ニイガタＩＤＳデザインコンペティション

新商品や新たなシステム提案について、デザイナー、流通、マスコミ等幅広いジャンルの専門家がそれぞれの視点で審査を行うコンペティションを開催、受賞商品については、販路拡大のため、専用ホームページによる情報発信に加え、見本市等への出展を支援します。

●新潟県アンテナショップでのテスト販売（募集時期：7 月、11 月、3 月頃予定、開催時期：4 ヵ月ごと）

県産品に対する関西圏の消費者の反応をリサーチするために新潟県関西情報発信拠点「新潟をこめ」にて「テスト販売」を実施します。
以下の条件を含む、募集案内上の対象要件を全て満たす企業の食品を対象とします。

① 新潟県内に事業所が所在する企業等（農事組合法人等を含む）で PL 保険（生産物賠償責任保険）または PL 補償が含まれたビジネス総合保険に加入している企業等
② 食品営業許可を取得している企業等（食品営業許可が不要な業種であることを除く）
③ 新潟県内で製造された加工食品等であること。
④ ＪＡＮコードを取得し、表示している商品
⑤ 保健所等の専門機関等に食品表示内容に問題がないことを確認済みである食品
⑥ 商品数は 1 社につき 5 商品までとする。

●県産食品ブランド力向上支援事業（4 月中旬以降募集予定）

消費者・バイヤーから選ばれる企業の成長の柱となるヒット商品を開発するため、流通の専門家からアドバイスを受けながら、コンセプトの検討から完成までを伴走支援し、首都圏を中心とする大消費地における定番商品としての定着・拡大を目指します。

●商品営業力強化事業（５月頃募集予定）

業界での豊富な経験を持つ現役バイヤーをアドバイザーに迎え、営業管理のノウハウから提案方法等のアドバイスを行うことで営業力のアップを目指します。
事業の最後には首都圏小売店との実践商談会も予定します。

問 合 せ 先	（公財）にいがた産業創造機構　マーケティング支援グループ 食品マーケティングチーム　☎０２５－２４６－００４４ 生活関連マーケティングチーム　☎０２５－２５０－６２８８

３２　専門家派遣事業　（更新）

内　　容	中小企業が抱える様々な経営課題の解決を図るため、NICOに登録された民間専門家が、継続的にアドバイスを行います。
対 象 者	【一般・小規模企業枠】 経営革新等により経営の向上を目指す意欲があり、経営の向上に係る目的または目標が明確な中小企業者等（※1） 【コロナ対応枠】 新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少し、以下のいずれかの要件を満たす中小企業者等（※1） ①セーフティネット保証４号･５号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた者 ②令和３年４月～令和４年３月のいずれかの月の売上高が、前年または前々年の同月と比較して５％以上減少している者 【チャレンジ支援枠】 既存事業の拡大や新規事業への進出を支援する国や県などの補助金を活用して、自社事業の拡大や業態転換、新たな商品・サービスの開発や販路開拓などに取組む中小企業者等（※1） 【DX 支援枠】 DX による経営の向上を目指す意欲があり、経営の向上に関する目的又は目標が明確な中小企業者等（※1） ※1　中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）に規定する中小企業者および創業者であること。 →対象外（中小企業者ではない者）：　医療法人、農事組合法人、NPO 法人、社会福祉法人、財団法人、社団法人、学校法人、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に規定する会社以外の農業法人及び農業生産法人（※農業法人及び農業生産法人のうち、合名会社、合同会社、合資会社、株式会社（有限会社含む）は対象）
派遣決定・回数	申請に基づき実施の必要性や派遣の効果などを審査し、1 社当たり最大 5 回(チャレンジ支援枠は最大3回)まで専門家を派遣することができます(※最終派遣期限:令和 5 年 2 月末日)。
経費負担	派遣 1 回あたりの申請者負担額(謝金･旅費･消費税込)は以下のとおりです。

	一般枠	小規模企業枠（※1）	コロナ対応枠	チャレンジ支援枠	DX 支援枠
県内専門家	22,500 円	15,000 円	無料	無料	(※2)22,500 円
県外専門家	28,500 円	19,000 円			(※2)28,500 円

※1　小規模企業とは(中小企業基本法の小規模企業者の定義による)
製造業その他:従業員 20 人以下、商業･サービス業:従業員 5 人以下をいう。
※２　DX支援枠は２回目の派遣まで無料

派遣専門家	･NICO の登録専門家として認定を受けた法人又は個人を派遣します。 ･登録専門家とパッケージプランは『NICO　専門家検索』をご覧ください。
問 合 せ 先	（公財）にいがた産業創造機構　産業創造グループ　経営革新支援チーム ☎ 025-246-0056 （公財）にいがた産業創造機構　産業創造グループ　デジタル化支援チーム ☎ 025-246-0069

その他

２５　小規模企業者等設備貸与事業　（継続）

（再掲）ｐ.22 へ

新商品を開発したい

補助金・助成金

３３　新商品開発支援事業補助金　（更新）	
内　　容	市内企業の新商品開発を促し、売り上げの向上を図るため、新商品の開発にかかる費用の一部を補助します。
対　象　者	・市内に本社又は主たる事業所もしくは工場を有する中小企業者等 ・市内に住所を有する農林漁業者または農林漁業団体
採択基準	開発する新商品は、下記のいずれかに該当することが申請の要件となります。 ・日本遺産（※）に認定された「究極の雪国とおかまち～真説！豪雪地ものがたり～」に沿った十日町市ならではの特色ある商品 ※日本遺産の詳細については、市ホームページでご確認ください。 ・一般的に売られていない、市場での新規性が高い商品
対 象 経 費	新商品の開発にかかる費用（委託費、研究開発費など新商品の開発にかかる経費） ※「商品の完成」が補助金支払いの要件となります。
補助金額等	・補助率：３分の１ ・補助金額：上限25万円 ※他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とする。 ※同一年度内における同一の交付対象者の申請は１回限り。
問 合 せ 先	十日町市産業政策課　産業振興係　☎０２５－７５７－３１３９

資金を借りる

２６　フロンティア企業支援資金融資　（更新）
（再掲）ｐ.23へ

相談する

２４（公財）にいがた産業創造機構の専門家による助言　（更新）
（再掲）p.22へ

３１　市場開拓支援（食品・生活関連産業）　（更新）
（再掲）ｐ.27へ

３２　専門家派遣事業　（更新）
（再掲）ｐ.28へ

販路を拡大したい･販売を促進したい

補助金・助成金

３４　販路拡大支援事業補助金　（更新）	
内　　容	市内の事業所が自社製品・技術等の販路拡大を図るため、展示会・見本市等に独自に出展する場合に必要な経費の一部を補助します。
対　象　者	・市内に本社又は主たる事業所もしくは工場を有する中小企業者等 ・市内に住所を有する農林漁業者または農林漁業団体
対 象 経 費	①国内出展 出展料、出展時用品レンタル料、展示装飾費、会場借上料、車両借上料（レンタカーに限る。）、運送料及び広告宣伝費 ②海外出展 上記のほか、渡航費、通訳雇用費
補助金額等	・補助率：２分の１ ・補助金額：５万円／回 ※他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とする。 ※１年間の補助金交付額の上限は、１事業所または１団体につき、市の「販路拡大支援事業」、「販売力強化支援事業」、「中小企業人材育成支援事業」、「人材確保支援事業」、「国際規格等取得支援事業」を合わせて 10 万円。 ※同一年度内における同一の交付対象者の申請は１回限り。 ※同一の交付対象者が同一の展示会等に２年連続して出展する場合の２年目以降の出展は補助対象外。
問 合 せ 先	十日町市産業政策課　産業振興係　☎０２５－７５７－３１３９

３５　販売力強化支援事業補助金（６次産業支援）　（更新）	
内　　容	農林水産物等の販売力強化のため、自社ホームページを立ち上げる場合に必要な経費の一部を補助します。
対　象　者	市内に住所を有する農林漁業者または農林漁業団体
対 象 経 費	ホームページ作成委託費
補助金額等	・補助率：２分の１ ・補助金額：５万円／回 ※他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とする。 ※１年間の補助金交付額の上限は、１事業所または１団体につき、市の「販売力強化支援事業」、「販路拡大支援事業」、「中小企業人材育成支援事業」、「人材確保支援事業」、「国際規格等取得支援事業」を合わせて 10 万円。 ※同一年度内における同一の交付対象者の申請は１回限り。 ※上記補助金のほか、６次産業支援として「販路拡大支援事業」、「新商品開発支援事業」があります。
問 合 せ 先	十日町市産業政策課　産業振興係　☎０２５－７５７－３１３９

相談する

２４　（公財）にいがた産業創造機構の専門家による助言	（更新）
（再掲）ｐ.22へ	

３１　市場開拓支援（食品・生活関連産業）	（更新）
（再掲）ｐ.27へ	

３２　専門家派遣事業	（更新）
（再掲）ｐ.28へ	

補助金・助成金

３６　特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）　（更新）

内　　容	高年齢者、障がい者などの就職が特に困難な者を雇い入れる場合に助成する制度です。
要　　件	・高年齢者、障がい者、母子家庭の母等をハローワークまたは民間職業紹介機関等の紹介で雇い入れ、継続して雇用することが確実であると認められること。 ・紹介日に対象者が失業していること。 ・ハローワークなどの紹介日より前に雇用の内定が無いこと。 ・雇い入れ前３年間に関連事業主（資本金、経済的・組織的関連性）に雇用されていないこと。 ・雇い入れ前６か月の間と雇い入れ後の一定期間において、事業主都合により被保険者を解雇していないこと。 ※この他にも要件がありますので、詳しくはお問い合せください。
助成金額等	

対　象　者	支　給　額	
週の労働時間が 30 時間以上	（大企業）	（中小企業）
高年齢者（60 歳以上） 母子家庭の母等	50 万円	60 万円
身体・知的障がい者	50 万円	120 万円
重度障がい者、45 歳以上障がい者 精神障がい者	100 万円	240 万円
週の労働時間が 20 時間以上 30 時間未満	（大企業）	（中小企業）
身体・知的・精神障がい者	30 万円	80 万円
高年齢者(60 歳以上) 母子家庭の母等	30 万円	40 万円

問 合 せ 先	ハローワーク十日町　☎０２５－７５７－２４０７

３７　トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）　（更新）	
内　　容	職業経験の不足などから就職が困難な求職者を、一定期間試行雇用することにより適性や能力を見極め、常用雇用への移行のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。
要　　件	事前にトライアル雇用求人をハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者に提出し、これらをハローワーク、地方運輸局、職業紹介事業者などの紹介により、トライアル雇用の対象者を最長３か月の有期雇用で雇い入れ、一定の要件を満たすこと。
トライアル雇用の対象者	次のいずれかの要件を満たしたうえで、紹介日に本人がトライアル雇用を希望した者 ①　紹介日の前日から過去２年以内に、２回以上離職や転職を繰り返している。 ②　紹介日の前日時点で、離職している期間が１年を超えている（※注１）。 ③　妊娠、出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業についていない期間が１年を超えている。 ④　生年月日が 1968（昭和 43）年４月２日以降の者でハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている者。 ⑤　就職の援助を行うにあたって、特別の配慮を要する（※注２）。 ※注１　パート・アルバイトなどを含め、一切の就労をしていないこと。 ※注２　生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、日雇労働者、季節労働者、中国残留邦人等永住帰国者、ホームレス、住居喪失不安定就労者、生活困窮者、ウクライナ避難民
助成金額等	対象者１人につき月額最大４万円（最長３か月間） ※対象者が母子家庭の母等、父子家庭の父、月額最大５万円（最長３か月間）
問合せ先	ハローワーク十日町　☎０２５－７５７－２４０７

３８　人材確保支援事業補助金　（更新）	
内　　容	市内企業の人材確保を推進するため、人材確保に係る費用の一部を補助
対　象　者	市内に事業所を有する中小企業の事業主
対象経費	・合同就職説明会に出展する際に係る出展料及び出展時用品レンタル料 ・企業の各種採用活動で利用する企業の PR 動画の作成委託費 ・効果的な採用活動のための採用専門コンサルティング委託費 ・就職ポータルサイトの利用料
補助金額等	・補助率：２分の１ ・補助金上限額：10 万円／回 ※他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とする。 ※１年間の補助金交付額の上限は、１事業所または１団体につき、市の「販路拡大支援事業」、「販売力強化支援事業」、「中小企業人材育成支援事業」、「人材確保支援事業」、「国際規格等取得支援事業」を合わせて 10 万円。
問合せ先	十日町市産業政策課　経営支援係　☎０２５－７５７－３１３９

３９　地域活性化・雇用促進資金　（継続）	
対　象　者	次のいずれかに該当する方 ①過疎地域、半島地域、離島地域、振興山村、特別豪雪地帯などにおいて３名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方 ②過疎地域を含む広域市町村圏内の非過疎市町村または過疎地域に隣接する非過疎市町村において３名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方 ③農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく産業導入地区において３名以上の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方 ④（※１）上記以外の地域（雇用創出効果が２名以下の場合は上記地域を含む）において２名以上（特定業種（※２）、従業員 20 名以下の企業、女性、若年者（35 歳未満）もしくは高齢者（60 歳以上）を雇用する場合、または福島復興再生特別措置法に定める避難指示・解除区域が所在した市町村で雇用する場合は１名以上）の雇用創出効果が見込まれる設備投資を行う方 （※１）社会保険および労働保険への加入義務がある法人の方は、加入されていることが必要です。 （※２）特定業種：中小企業信用保険法に定める特定業種 ⑤福島復興再生特別措置法に定める避難指示・解除区域が所在した市町村において新たに１名以上の雇用を行う方、または福島復興再生特別措置法に定める避難指示・解除区域が所在した市町村において雇用調整助成金に係る実施計画の届出が受理された方。 ⑥地域再生法に基づく地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた方 ⑦未来域未来投資促進法に基づき都道府県知事の承認（変更の承認を含む。）を受けた承認地域経済牽引事業計画に従って事業を行う方 ⑧本社を地方自治法に規定する特別区から地方に移転する者または店舗・事務所等を地方に新設若しくは増設する方（ただし、従業員 10 名以下の者は地方で新たに１名以上、従業員 11 名以上 20 名以下の方は地方で新たに２名以上、従業員 21 名以上の方は、地方で新たに３名以上の若年者（35 歳未満）を雇用する方に限る） ⑨まち・ひと・しごと創生法に基づき策定された新潟県まち・ひと・しごと創生総合戦略または、十日町市まち・ひと・しごと創生総合戦略により、地方創生に資する事業として地方公共団体が認めた事業を行う方
貸 付 条 件	●資金使途：設備資金、長期運転資金 ●利　　率：信用リスク・融資期間などに応じた所定の利率が適用されます。 ●限 度 額：直接貸付：７億２千万円 代理貸付：１億２千万円 ●償還期間：設備資金：20 年以内（うち据置期間２年以内） 運転資金：７年以内（うち据置期間２年以内） ●保 証 人：直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。
問 合 せ 先	日本政策金融公庫　新潟支店　中小企業事業　☎０２５－２４４－３１２２

補助金・助成金

４０　キャリアアップ助成金　（更新）	
内　　容	有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。
要　　件	対象労働者に係る、キャリアアップ計画書を作成し、管轄労働局長の受給資格の認定を受け、キャリアアップ計画期間内に所定の取組を実施すること。 ※これ以外にも要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。
助成金額等	【正社員化コース】 有期雇用労働者等を正社員化した事業主に対して助成 ①有期→正規：１人当たり 57 万円 （中小企業以外 42.75 万円） ②無期→正規：１人当たり 28.5 万円 （中小企業以外 21.375 万円） ※正社員には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定正社員、短時間正社員）」を含む。 ※派遣労働者を派遣先で正社員として直接雇用する場合 １人あたり 28.5 万円（中小企業以外も同額）加算 ※支給対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 １人あたり①9.5 万円（中小企業以外も同額）加算 ②4.75 万円（中小企業以外も同額）加算 ※勤務地限定・職務限定・短時間正社員制度を新たに規定した場合 ①１事業所あたり 9.5 万円（中小企業以外 7.125 万円）加算 その他、賃金規定等改定コース等５コースについては、お問い合わせください。
問 合 せ 先	ハローワーク十日町　☎０２５－７５７－２４０７

４１　人材開発支援助成金　（更新）

事業者が労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成

◆は賃金要件・資格手当等要件を付与する助成金。
「賃金要件」又は「資格等手当要件」のいずれかを満たした場合の助成額は＜＞で記載。

【賃金要件】訓練終了後、労働者に毎月決まって支払われる賃金を５％以上増額した場合に加算
【資格等手当要件】資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練終了後に訓練受講者に対して当該手当を支払うことにより賃金が３％以上増額している場合に加算
【支給申請期限】全ての対象労働者に対して、要件を満たす賃金又は資格等手当を３か月間継続して支払った日の翌日から起算して５か月以内

【◆人材育成支援コース】

雇用する労働者に対し、 ①10 時間以上の OFF-JT ②中核人材を育てるために実施する OJT と OFF-JT を組み合わせた 6 か月以上の訓練 ③有期契約労働者等の正社員転換目的として実施する OJT と OFF-JT を組み合わせた２カ月以上の訓練を行った事業主等に対して助成	【賃金助成】 １人１時間あたり 760 円＜200 円＞ （中小企業以外 380 円＜100 円＞）
	【経費助成】 ①の場合 ・正規労働者：実費相当額の 45%＜15%＞ （中小企業以外 30%＜15%＞） ・非正規雇用労働者：実費相当額の 60%＜15%＞ ・正社員化した場合：実費相当額の 70%＜30%＞ ②の場合 ・実費相当額の 45%＜15%＞ （中小企業以外 30%＜15%＞） ③の場合 ・非正規雇用労働者：実費相当額の 60%＜15%＞ ・正社員化した場合：実費相当額の 70%＜30%＞
	【OJT 実施（定額）助成】 ②の場合 1 人１訓練あたり 20 万円＜５万円＞ （中小企業以外 11 万円＜3 万円＞） ③の場合 1 人１訓練あたり１０万円＜３万円＞ （中小企業以外９万円＜３万円＞）

【◆教育訓練休暇付与コース】

有給の教育訓練休暇制度を導入し、労働者が当該休暇を取得して訓練を受けた場合に助成	【定額助成】 30 万円＜６万円＞

【◆建設労働者認定訓練コース】

①職業能力開発促進法による認定訓練を行った中小建設事業主または中小建設事業主団体（※１） ②雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた中小建設事業主（※２） に対して助成 （※１）広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金の交付を受けた中小建設事業主または中小建設事業主団体に限る （※２）人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の支給決定を受けた中小建設事業主に限る	【経費助成】 ①の場合 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業費補助金における助成対象経費の 1/6
	【賃金助成】 ②の場合 １人あたり日額 3,800 円＜1000 円＞

（次項へつづく）

【◆建設労働者技能実習コース】

雇用する建設労働者に有給で技能の向上のための実習を受講させた建設事業主または建設事業主団体に対して助成	【経費助成】 ・20 人以下の中小建設事業主 支給対象費用の 3/4＜3/20＞ ・21 人以上の中小建設事業主 35 歳未満：支給対象費用の 7/10＜3/20＞ 35 歳以上：支給対象費用の 9/20＜3/20＞ ・中小建設事業主以外の建設事業主 支給対象費用の 3/5（※１）＜3/20＞ （※１）女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る
	【経費助成（建設事業主団体）】 ・中小企業建設事業主団体 支給対象費用の 4/5 ・中小企業事業主団体以外の建設事業主団体 支給対象費用の 2/31（※１） （※１）女性の建設労働者に技能実習を受講させた場合に限る
	【賃金助成】（最長 20 日） ・20 人以下の中小建設事業主 １人あたり日額 8,550 円（9,405 円（※２））＜2,000 円＞ ・21 人以上の中小建設事業主 １人あたり日額 7,600 円（8,360 円（※２））＜1,750 円＞ （※２）建設キャリアアップシステム技能者情報登録者の場合

【障害者能力開発コース】

障害者に対して職業能力開発訓練事業を実施する場合に助成	【施設設置費】 支給対象費用の 3/4
	【運営費】 支給対象費用の 3/4 （重度障害者等は 4/5）

（次項へつづく）

【◆人への投資促進コース】

雇用する労働者に対し、 ①（１）高度デジタル人材の育成のための訓練や （２）大学院での訓練 ②OFF-JT＋OJT を組み合わせた６ヶ月以上の訓練 （IT 分野関連の訓練） ③定額制訓練（サブスクリプション型の研修サービス）による訓練 ④労働者の自発的な訓練費用を事業主が負担する訓練 ⑤長期教育訓練休暇制度の導入等 を実施した場合に助成	①の場合 【経費助成】 （１）実費相当額の 75% （中小企業以外 60%） （２）実費相当額の 75% 【賃金助成】 （１）1 人 1 時間あたり 960 円 （中小企業以外 480 円） （２）1 人 1 時間あたり 960 円 （国内の大学院での訓練のみ対象）
	②の場合 【経費助成】 実費相当額の 60%＜15%＞ （中小企業以外 45%＜15%＞） 【賃金助成】 1 人 1 訓練あたり 760 円＜200 円＞ （中小企業以外 380 円＜100 円＞） 【OJT 実施（定額）助成】 1 人 1 訓練あたり 20 万円＜5 万円＞ （中小企業以外 11 万円＜３万円＞）
	③の場合 【経費助成】 実費相当額の 60%＜15%＞ （中小企業以外 45%＜15%＞
	④の場合 【経費助成】 実費相当額の 45%＜15%＞
	⑤の場合 【制度導入助成】 20 万円＜4 万円＞ 【賃金助成】 1 日あたり 6,000 円＜1,200 円＞ （有給の休暇を取得させた場合のみ対象）

【事業展開等リスキリング支援コース】

事業展開等に伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練を実施した場合に助成	【経費助成】 実費相当額の 75% （中小企業以外 60%）
	【賃金助成】 １人１時間あたり 960 円 （中小企業以外 480 円）

問 合 せ 先	新潟労働局　職業対策課　助成金センター　　☎０２５－２７８－７１８１

４２　中小企業人材育成支援事業補助金　（更新）	
内　　容	市内の中小企業の人材育成に係る以下の費用の一部を補助
対　象　者	市内に事業所を有する中小企業の事業主
対 象 経 費	【研修受講料】 従業員が各種研修機関における研修を受講する際の受講料 ※免許や資格の維持に係る講習及び研修費用は除く 【職業訓練授業料】 市内に移住してきた人が市内事業所に就職後、職業訓練機関における職業訓練を受ける際の授業料
補助金額等	・補助率：２分の１ ・補助上限額：５千円／人 ※他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額当該補助金の対象とする。 ※１年間の補助金交付額の上限は、１事業所または１団体につき、市の「販路拡大支援事業」、「販売力強化支援事業」、「中小企業人材育成支援事業」、「人材確保支援事業」、「国際規格等取得支援事業」を合わせて 10 万円。
問 合 せ 先	十日町市産業政策課　経営支援係　☎０２５－７５７－３１３９

その他

補助金・助成金

４３　国際規格等取得支援事業補助金	（更新）
内　　容	市内企業が国際標準化機構認証を新たに取得する際に係る費用の一部を補助
対　象　者	市内に事業所を有する中小企業の事業主
対 象 経 費	国際規格等の新規取得費
補助金額等	・補助率：２分の１ ・補助上限額：５万円／回 ※他の公的な補助金の交付を受けている場合は、その金額を除いた額を当該補助金の対象とする。 ※１年間の補助金交付額の上限は、１事業所または１団体につき、市の「販路拡大支援事業」、「販売力強化支援事業」、「中小企業人材育成支援事業」、「人材確保支援事業」、「国際規格等取得支援事業」を合わせて 10 万円。
問 合 せ 先	十日町市産業政策課　経営支援係　☎０２５－７５７－３１３９

資金を借りる

４４　日本政策金融公庫　一般貸付	（継続）
対　象　者	ほとんどの業種の中小企業者（業種や経営内容等によっては利用不可の場合あり）
貸 付 条 件	●利　　率：基準利率 ※使途や返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。 ●融 資 額：4,800 万円（特定設備資金 7,200 万円以内） ●返済期間：運転資金　　：５年以内（特に必要な場合７年以内）〈うち据置１年以内〉 設備資金　　：10 年以内〈うち据置２年以内〉 特定設備資金：20 年以内〈うち据置２年以内〉 ●担保・保証人：お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
問 合 せ 先	日本政策金融公庫　長岡支店　国民生活事業　☎０２５８－３６－４３６０

４５　ソーシャルビジネス支援資金	（継続）
対　象　者	次のいずれかに該当する方 ①ＮＰＯ法人 ②ＮＰＯ法人以外であって、次の(1)または(2)に該当する方 (1)保育サービス事業、介護サービス事業等（注１）を営む方 (2)社会的課題の解決を目的とする事業（注２）を営む者 （注１）日本標準産業分類における老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障がい者福祉事業等を指します。 （注２）日本公庫が定める一定の要件を満たす必要があります。詳しくは、支店窓口までお問い合わせください。
貸 付 条 件	●限 度 額：7,200 万円（うち運転資金 4,800 万円） ●返済期間：設備資金：20 年以内（うち据置期間２年以内） 運転資金：７年以内（うち据置期間２年以内） ●利　　率：基準利率、特別利率 A、B ●担保・保証人：お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。 ※ＮＰＯ法人は、利率を上乗せすることで、代表者保証が不要になります（新創業融資制度を適用する方を除く。また、ＮＰＯ法人以外の方でも、一定の要件を満たす場合は、代表者保証が不要になります。）。
問 合 せ 先	日本政策金融公庫　長岡支店　国民生活事業　☎０２５８－３６－４３６０

４６　企業活力強化資金　（更新）	
対　象　者	次のいずれかに該当する方 ①商業振興関連 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業、不動産賃貸業（注１）を営む方 （注１）中心市街地活性化法第 15 条第１項各号に定めるまちづくり会社等または同法第 42 条第４項に定める民間中心市街地商業活性化事業計画の認定を受けた者に限ります。 ②支払条件改善関連 取引先に対する支払条件の改善に取り組む方 ③キャッシュレス決済関連 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または道路旅客運送業を営む方であって、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方 ④取引環境改善関連 新事業者の生産拠点の閉鎖・縮小、発注内容の見直しまたは脱炭素化の取り組みの要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方 ⑤パートナーシップ構築宣言関連 「パートナーシップ構築宣言」を公表している方（注２） （注２）「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト（https://www.biz-partnership.jp/index.html）において、「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している方をいいます。
貸付条件	●資金使途：・対象者①に該当する方が、次のいずれかを行うために必要な設備資金および運転資金（ただし、（５）の資金は運転資金に限ります） （１）合理化、共同化等を図るための設備の取得（店舗、仕入・配送・販売設備、食料品販売業等の方が導入する食品廃棄物の再利用設備など幅広い用途にご利用いただけます。） （２）セルフ・サービス店の取得 （３）ショッピングセンターへの入居 （４）新分野への進出（中心市街地関連地域で事業を営まれる方に限ります。） ※中心市街地関連地域については、お近くの支店へお問い合わせください。 （５）販売促進、人材確保（運転資金のみ） ・対象者②に該当する方が必要とする設備資金（支払条件の改善と同時に行う生産性向上に資する資金に限ります。）および運転資金 ・対象者③に該当する方がキャッシュレス決済に対応するために必要とする運転資金 ・対象者④に該当する方が必要とする設備資金および運転資金 ・対象者⑤に該当する方が「構築宣言」に記載された方針に基づく取り組みを実施するために必要とする設備資金および運転資金 ●限 度 額：7,200 万円（うち運転資金は 4,800 万円） ●返済期間：設備資金：20 年以内（うち据置２年以内） 運転資金：７年以内（うち据置２年以内） ●利　　率：対象者①に該当する方　：基準利率、特別利率 A、B、C 対象者②または④に該当する方　：基準利率、特別利率 A 対象者③に該当する方　：特別利率 A 対象者⑤に該当する方　：基準利率 ※使途や返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。 ●担保・保証人：お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
問 合 せ 先	日本政策金融公庫　長岡支店　国民生活事業　☎０２５８－３６－４３６０

４７　海外展開・事業再編資金　（更新）	
対　象　者	次の①～③のすべてを満たす方 ①開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の日本国内における事業の延長と認められる程度の規模を有すること。 ②日本国内において、事業活動拠点（本社）が存続すること。 ③経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするもので、次のいずれかに該当すること。 ア．取引先の海外進出に伴い、海外展開すること イ．原材料の供給事情により、海外進出すること ウ．労働力不足により、海外展開すること エ．国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開すること
貸付条件	●限 度 額：7,200 万円（うち運転資金は 4,800 万円） ●返済期間：設備資金：20 年以内（うち据置２年以内） 運転資金：７年以内（うち据置２年以内） ●利　　率：基準利率 ただし、次に該当する者は、それぞれに定める貸付利率とする ①日本と経済連携協定（EPA）または自由貿易協定（FTA）を発効または署名している国において海外展開事業を行う場合、特別利率 B ②海外直接投資（追加投資含む）を行う者であって、次の（１）～（３）までの全ての要件を満たすものは、特別利率 B （１）貸付後 5 年以内において、減価償却前売上高経常利益率が３％を超えることが見込まれること。 （２）貸付後 5 年後の本邦内の従業員数が減少しないことが見込まれること （３）貸付後の海外展開事業にかかる業況について、毎年度、株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）に報告すること ③海外展開事業を新たに行う者（海外展開後５年以内の者を含む）であって、海 外生産委託事業または海外販売強化事業を行うものが必要とする資金は、特別利率 A ●担保・保証人：お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
問合せ先	日本政策金融公庫　長岡支店　国民生活事業　☎０２５８－３６－４３６０

４８　海外展開・事業再編資金　（継続）	
対　象　者	次の①、②または③に当てはまる方 ①経済の構造的変化などに適応するために海外展開することが経営上必要であり、次の（１）～（３）すべてに当てはまる方 （１）開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本邦内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること。 （２）本邦内において、事業活動拠点（本社）が存続すること。 （３）経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするものであり、次のイ～ニのいずれかであること。 イ　取引先の海外進出に伴い海外展開をすること。 ロ　原材料の供給事情により、海外進出をすること。 ハ　労働力不足により、海外進出すること。 ニ　国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込めないため海外展開をすること。 ②海外における経済の構造的変化などに適応するために次の（１）及び（２）を満たす方 （１）海外直接投資に係る海外展開事業を再編（全部または一部を、移転または廃止することを含む）することが経営上必要であること。 （２）本邦内における事業活動は継続し、中長期的にみて発展することが見込まれること。 ③海外直接投資に係る海外展開事業の業況悪化などにより、本邦内における事業活動が影響を受けている方
貸付条件	●資金使途：当該事業を行うために必要な設備資金、長期運転資金（海外企業に対する転貸資金を含む） なお、上記②に該当する方が必要とする長期運転資金には、海外展開事業の再編のため資金およびこれに伴う債務の返済資金を含む。 ●利　　率：信用リスク・融資期間などに応じた所定の利率が適用されます。ただし、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。 ●限 度 額：直接貸付：14 億４千万円 代理貸付：１億２千万円 ●償還期間：設備資金：20 年以内（うち据置期間２年以内） 運転資金：７年以内（うち据置期間２年以内） 海外企業に対する転貸資金であって、特に必要な場合については、運転資金 10 年以内、据置期間５年以内 ●保 証 人：直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。
問合せ先	日本政策金融公庫　新潟支店　中小企業事業　☎０２５－２４４－３１２２

４９　事業承継・集約・活性化支援資金　（更新）	
対　象　者	次の①～⑤のいずれかに該当する者 ①中期的な事業継承を計画し、現経営者が後継者（候補者を含む）と共に事業承継計画を策定している方（注１） （注１）ご融資後おおむね７年以内に事業継承を実施することが見込まれる方 ②安定的な経営権の確保等により、事業の承継・集約を行う方 ③（１）「中小企業経営承継円滑化法」第 12 条第 1 項第 1 号の規定に基づき認定を受けた中小企業者（同項第１号イに該当する方に限ります）の代表者 （２）同法第 12 条第１項第２号の規定に基づき認定を受けた個人である中小企業者 （３）同法第 12 条第１項第３号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいない個人の方 ④事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関からの資金調達が困難となっている方であって、日本公庫が融資に際して経営者個人保証を免除する方 ⑤事業の承継・集約を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組みを図る方（第二創業後または新たな取組み後、おおむね 5 年以内の方を含む）
貸 付 条 件	●資金使途：・対象者①に該当する方が、事業承継計画を実施するために必要な設備資金および運転資金 ・対象者②に該当する方が、事業承継・集約を行うために必要な設備資金および運転資金ならびに事業の承継・集約を契機として必要と設備資金および運転資金 ・対象者③に該当する方が、事業承継を行うために必要な設備資金および運転資金であって、経営承継円滑化法施行規則第 15 条第 1 項及び第 2 項に規定されている資金 ・対象者④に該当する方が、取引金融機関との取引状況の変化に伴い必要な運転資金 ・対象者⑤に該当する方が、事業承継・集約を契機に、新たに第二創業または新たな取組みを図るうえで必要な設備資金および運転資金 ●限 度 額：別枠 7,200 万円（うち運転資金 4,800 万円） ●返済期間：設備資金：20 年以内〈うち据置２年以内〉 運転資金：７年以内（既往の公庫融資の借換を含む場合、８年以内）〈うち据置２年以内〉 ●利　　率：対象者①に該当する方：基準利率、特別利率 A、B 対象者②に該当する方：基準利率、特別利率 A、B、D、Q 対象者③に該当する方：特別利率 A、B 対象者④に該当する方：基準利率 対象者⑤に該当する方：基準利率、特別利率 B ※使途や返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。 ●担保・保証人：お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
問 合 せ 先	日本政策金融公庫　長岡支店　国民生活事業　☎０２５８－３６－４３６０

５０　事業承継・集約・活性化支援資金　（継続）	
対　象　者	①中期的な事業継承を計画し、代表者が後継者（候補者を含む）と共に事業継承計画を策定している方 ②安定的な経営権の確保などにより、事業の承継・集約を行う方 ③事業の承継・集約に伴う代表者の変更を契機に、新たに第二創業（経営多角化、事業転換）または新たな取組を図る方（第二創業または新たな取組後、概ね５年以内の者を含む） ④中小企業経営承継円滑化法に基づき認定を受けた中小企業者の代表者、認定を受けた個人である中小企業者または認定を受けた事業を営んでいない個人 ⑤事業承継に際して経営者個人保証の免除などを取引金融機関に申し入れたことを契機に取引金融機関から資金調達が困難となっている者であって、公庫が貸付に際して経営者個人の保証を免除する方
貸付条件	●資金使途　①～④に伴い必要な設備資金、長期運転資金 （④については中小企業経営承継円滑化法施行規則に定める資金） ⑤に伴い必要な長期運転資金 ●利　　率　信用リスク・融資期間などに応じた所定の利率が適用されます。ただし、ご融資の使いみちが株式等（のれん代を含む）の場合であって、担保を徴しない場合には、利率の引下げ措置があります。 ●限 度 額　直接貸付：７億２千万円 ●償還期間　設備資金：20 年以内〈うち据置期間２年以内〉 運転資金：７年以内（公庫融資借換特例制度を適用する場合は８年以内）〈うち据置期間２年以内〉 ●保証人　　直接貸付において、一定の要件に該当する場合には、経営責任者の方の個人保証が必要となります。
問合せ先	日本政策金融公庫　新潟支店　中小企業事業　☎０２５－２４４－３１２２

５１　観光産業等生産性向上資金　（更新）	
対　象　者	卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業のいずれかにおいて、観光に関する事業を営む方等であって、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組を図る方（注１） （注１）新たに観光事業を営もうとする創業者および事業の多角化等により新たに観光産業に参入する事業者は対象となりません。
貸付条件	●資金使途：事業計画を実施するために必要な設備資金および運転資金 ●限 度 額：7,200 万円（うち運転資金 4,800 万円） ●返済期間：設備資金：20 年以内〈うち据置２年以内〉 運転資金：７年以内〈うち据置２年以内〉 ●利　　率：特別利率 A ※返済期間、担保の有無などによって異なる利率が適用されます。 ●担保・保証人：お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
問合せ先	日本政策金融公庫　長岡支店　国民生活事業　☎０２５８－３６－４３６０

５２　担保を不要とする融資制度　（継続）	
対　象　者	税務申告を２期以上行っている方
貸付条件	●限 度 額　4,800 万円 ●返済期間　各融資制度に定めるご返済期間以内 ●担　　保　無担保 ●連帯保証人　法人営業…代表者のみ 個人営業…不要 （※）次の者などには連帯保証をお願いする場合があります。 ・実質的な経営者 ・事業承継を予定している者 ●その他　これまでの事業実績や事業内容を確認するほか、所得税等を原則として完納していることを確認させていただきます。
問合せ先	日本政策金融公庫　長岡支店　国民生活事業　☎０２５８－３６－４３６０

５３　経営者保証免除特例制度　（更新）	
対　象　者	次の①～③までのいずれかの要件を満たしており、経営状況等から借入返済が可能と見込まれる法人の方 ①次の（１）から（３）までの全ての要件を満たす方。ただし、「物的担保の提供をいただく場合」は（１）の要件を、「新規開業後おおむね５年以内の技術・ノウハウ等に新規性等がみられる方」は、（１）および（２）の要件を満たしていればご利用いただけます。 （１）法人と代表者の一体性の解消が一定程度図られていることについて、日本公庫において確認ができること。 （２）税務申告を２期以上実施していること。また、日本公庫から普通貸付または生活衛生貸付の借入がある場合は、取引状況に問題がないこと。 （３）減価償却前経常利益が直近２期連続赤字ではない、かつ、直近の決算で債務超過ではないこと ②取引金融機関において代表者保証の免除に関する協調対応が見込める者または取引金融機関から代表者保証を免除された借入の残高のある方 ③事業継承・集約・活性化支援資金または生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金を適用して融資を受けられる方 ※審査の結果、本制度をご利用いただけない場合もあります。
貸付条件	●利　　率：保証免除した融資は、適用する融資制度の利率に 0.2%が上乗せされます （※１）事業承継・集約・活性化支援資金もしくは生活衛生事業承継・集約・活性化支援資金を適用してご融資を受けられる方、十分な物的担保を提供される場合は上乗せはありません。 （※２）「新規開業後おおむね５年以内の技術・ノウハウ等に新規性等がみられる方」の上乗せ利率は 0.1%となります。 ●担保・保証人：融資にあたり、経営者の保証が免除されます。 担保の提供の有無は、申し込みの際に選択いただけます。 ●その他の貸付条件：上記以外の貸付条件は、適用する融資制度で定められています。
問合せ先	日本政策金融公庫　長岡支店　国民生活事業　☎０２５８－３６－４３６０

５４　マル経融資（経営改善貸付）　（更新）	
対　象　者	従業員が商業、サービス業で５人以下、製造業、その他で 20 人以下の個人又は法人で次の要件のいずれにも該当する者 ・商工会議所、商工会の経営指導を６か月以上受けていること。 ・１年以上、同一商工会議所・商工会の地区内で事業を営んでいること。 ・納期限の到来している税金を全て完納していること。 ・商工業者であり、かつ、日本政策金融公庫の融資対象業種を営んでいること。
貸付条件	●資金使途　運転資金及び設備資金 ●利　　率　1.08%（令和５年４月 13 日現在） ●限 度 額　2,000 万円 ●償還期間　運転資金：７年以内（据置１年以内） 　　設備資金：10 年以内（据置２年以内） ●保証人、担保は不要 ●利用にあたっては商工会議所会頭、商工会会長の推薦が必要 ●飲食業等生活衛生事業者の設備資金も対象
問合せ先	十日町商工会議所　☎０２５－７５７－５１１１ 水　沢　商　工　会　☎０２５－７５８－３０３５ 川　西　商　工　会　☎０２５－７６８－２１７６ 中　里　商　工　会　☎０２５－７６３－２８６８ 松代町商工会　☎０２５－５９７－２００６ 松之山商工会　☎０２５－５９６－２１７４

５５　十日町市の融資制度一覧　　（更新）

（令和５年４月１日現在）

制度名	融資対象者 （全ての条件に該当すること）	融資条件					信用保証料補助率	取扱金融機関
		限度額	資金使途	期間	利率	保証人担保等		
新規創業支援資金	・市内で創業する具体的な計画を有する個人・企業 ・創業後５年を経過していないもの ※詳細は本誌 19 ページを参照	2,500 万円	運転資金 設備資金	運転資金７年以内 （据置１年以内） 設備資金 10 年以内 （据置２年以内）	○固定型（信保付） 1.60%（７年以内） 1.80%（７年超 10 年以内） ○固定型（その他） 2.10%（７年以内） 2.30%（７年超 10 年以内） ○変動型利率 取扱い金融機関の短期プライムレートに準じた率	金融機関の定めによる	50%支給	第四北越 大光 信組 農協
地方産業育成資金	・市内に住所又は事業所を有する方 ・同一事業を１年以上営んでいる方	1,000 万円	運転資金 設備資金	運転資金５年以内 （据置６か月以内） 設備資金７年以内 （据置６か月以内）	○信用保証付き 責任共有制度対象外…年 1.70% 責任共有制度対象…年 1.90% ○その他…年 2.20%			
中小企業振興資金	・市内に工場又は店舗を有する方 ・同一事業を６カ月以上営んでいる方	1,000 万円	運転資金 設備資金	７年以内 （据置６か月以内）	○固定型金利 信保付　年 1.90% その他　年 2.40% ○変動型金利 取扱い金融機関の短期プライムレートに準じた率			
小売商業等近代化資金	・市内に住所及び店舗を有し、小売業又はサービス業を営む方 ・資本金 1,000 万円以下、又は従業員 50 人以下の中小企業 ・同一事業を１年以上営んでいる方	3,000 万円 （対象経費が 500 万円以上で、そのうち 80%以内の額）	設備資金	10 年以内 （据置１年以内）	○固定型金利 信保付　年 1.65% その他　年 2.15% ○変動型金利 取扱い金融機関の短期プライムレートに準じた率			

※新事業新技術等開発支援資金は廃止

制度名	融資対象者 （全ての条件に該当すること）	融　資　条　件					信用保証料補助率	取扱金融機関
		限度額	資金使途	期間	利率	保証人担保等		
経済景気対策特別資金	・市内に事業所を有し、同一事業を３年以上営んでいる方 ・不況の影響により、以下のいずれかの要件に該当する ①売上（生産）高５％以上減少要件 ②仕入れ価格高騰要件 ③平均売上総利益率又は平均営業利益率減少要件	2,000 万円	運転資金	７年以内 （据置２年以内）	○固定型金利 信保付　年 1.55% その他　年 2.05% ○変動型金利 取扱い金融機関の短期プライムレートに準じた率	金融機関の定めによる	50%支給	第四北越 大　光 信　組 農　協
企業設置資金	市企業設置奨励条例により「奨励企業」の指定を受けた企業 ※詳細は本誌５、６ページを参照	１億 5,000 万円（市長特認２億円） ※100 万円単位	設備資金	10 年以内 （据置１年以内）	信保付　年 1.10% その他　年 1.30%	金融機関及び保証機関の定めによる		
企業投資資金	市企業投資促進条例により「支援企業」の指定を受けた企業 ※詳細は本誌６、７ページを参照	１億 5,000 万円（市長特認２億円） ※100 万円単位	設備資金	10 年以内 （据置１年以内）	信保付　年 1.10% その他　年 1.30%	金融機関及び保証機関の定めによる		

※貸付利率は年度途中で変更する場合があります。
※設備資金については、市内に設置する場合に限ります。
※すべての資金において、風俗業を営む方を除き、市税を完納している方に限ります。

５６　信用保証料補給について　　（更新）

（令和５年４月１日現在）

新潟県信用保証協会の信用保証制度を利用する際にかかる信用保証料を市が補助します。信用保証料から市が補給する金額を差し引いた金額を、新潟県信用保証協会にお支払いいただくことになります。
資金によって申請及び補給方法が異なりますので、市にご確認ください。
保証制度については、各金融機関及び新潟県信用保証協会へお問い合せください。

補給対象となる制度名	対象貸付額	補給割合
十日町市新規創業支援資金	2,500 万円以下	50%
十日町市地方産業育成資金	1,000 万円以下	
十日町市中小企業振興資金	1,000 万円以下	
十日町市経済景気対策特別資金	2,000 万円以下	
十日町市小売商業等近代化資金	3,000 万円以下	
十日町市企業設置資金	5,000 万円以下（5,000 万円超えの場合は、5,000 万円相当分）	
十日町市企業投資資金		
商工貯蓄共済融資（斡旋融資制度、小口融資制度）	2,000 万円以下	
新潟県ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ資金（経営支援枠） 第１項―ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ保証５号対応要件	5,000 万円以下	
新潟県ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ資金（経営支援枠） 第４項―自然災害要件	3,000 万円以下	
新潟県ｾｰﾌﾃｨﾈｯﾄ資金（経営支援枠） 第７項―新型感染症・物価高騰等対策要件	5,000 万円以下	
新潟県小規模企業支援資金	2,000 万円以下	
新潟県経営力強化資金	5,000 万円以下	
新潟県事業承継資金	5,000 万円以下	

—令和５年度—

十日町市企業立地、起業・創業支援政策集

「創」

【編集発行】十日町市産業観光部産業政策課

〒948－8501

新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

TEL　025-757-3139

FAX　025-752-4635

E-mail　t-sangyo@city.tokamachi.lg.jp

https://www.city.tokamachi.lg.jp/